

令和4年第3回阿波市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和4年9月8日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
5番 原田健資	6番 武澤豪
7番 北上正弘	8番 後藤修
9番 坂東重夫	10番 藤本功男
11番 笠井安之	12番 中野厚志
13番 笠井一司	14番 檜原伸
15番 松村幸治	16番 吉田稔
17番 木村松雄	18番 阿部雅志
19番 原田定信	20番 三浦三一

欠席議員（なし）

会議録署名議員

16番 吉田稔	15番 松村幸治
---------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 藤井正助	副市長 町田寿人
副市長 木下修一	教育長 高田稔
企画総務部長 坂東孝一	市民部長 矢田正和
健康福祉部長 稲井誠司	産業経済部長 岩野竜文
建設部長 高田敬二	水道部長 大森章司
会計管理者 岩佐賢二	教育部長 森友邦明
危機管理局長 吉川和宏	企画総務部次長 森克彦
市民部次長 林英司	健康福祉部次長 小松隆
産業経済部次長 岡本正和	建設部次長 笠井和芳
教育部次長 佐藤正彦	教育部次長 酒巻達也
吉野支所長 松村栄治	土成支所長 住友勝次
阿波支所長 大塚清	水道部次長 吉岡宏

農業委員会事務局長 相原 繁喜

監査事務局長 坂東 明

財政課長 大倉 洋二

職務のため出席したものの職氏名

議会議務局長 猪 尾 正

事務局議事総務課長 松 永 祐 子

事務局議事総務課長補佐 藤 岡 知 寛

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

午前10時00分 開議

○議長（笠井一司君） 現在の出席議員は20名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（笠井一司君） 日程第1、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告の順序に従い、発言を許可いたします。

まず初めに、志政クラブ木村松雄君の代表質問を許可いたします。

志政クラブ木村松雄君。

○17番（木村松雄君） おはようございます。志政クラブ、17番木村松雄でございます。

志政クラブ代表質問、ただいまより始めたいと思います。

今回は、1点目に新型コロナウイルス感染症対策について、2点目に阿波市の財政状況と持続可能な行財政運営について、3点目に市道矢松田中線改良工事について、4点目に本市の経済状況について市長はどのように捉えているかについて、以上4点について通告してありますので、順に進めてまいります。理事者の方は、どうかよろしく願います。

本題に入る前に、少しお時間をいただきまして、この庁舎の北側に通称農免道路という、正式名は大規模基幹線農道線というそうでございます。

そこに、土成町分になるわけなんです、地元の方の強い要望を受けまして横断歩道を設置してほしいというような要望をいただきまして、建設部を通じて県にお願いをいたしましたところ、木下副市長の多大なるご尽力をいただき、県当局からは設置していただけるというような回答が来ているとお聞きしております。この横断歩道が完成しますと、地元の方はもとより、児童・生徒、子どもたちの通学路のルートにもなっておりますので、安全に通学できるものだと思います。そしてまた、工事着手も近々していただけないような回答もいただいております。どうぞ今後とも建設部の方もよろしく願いをい

たします。木下副市長には大変お世話になりまして、ありがとうございました。

それでは、1点目の新型コロナウイルスの感染症対策について質問いたします。

現在、新型コロナウイルスのオミクロン株のうち、感染力の強いBA.5が猛威を振るい、全国で過去最高の感染者数を記録するなど、第7波が到来しております。また、今年2月24日以降のロシアによるウクライナへの軍事侵攻により、日本にも石油製品や小麦をはじめとした身近な製品の高騰といった影響がもたらされるなど、不安定な社会情勢が続いております。また、先月の24日には、岸田内閣総理大臣が新型コロナ全数把握見直しや入国時の陰性証明免除についても早急に対応していく、そしてウイルスとの闘いは容易ではないが、過度に恐れることなく、変化するオミクロン株の特性を踏まえながら、できる限り感染防止と社会経済活動の両立を実現していくため対応を加速していくと述べられました。徳島県においても、今回の第7波の到来を踏まえ、徳島県BA.5対策強化宣言を8月19日から8月31日までの期間発令していましたが、その後9月20日まで延長されています。

次に、本市の新型コロナウイルス感染症に対する対策は、一昨年の2月26日に市長を本部長とする阿波市新型コロナウイルス対策本部を設置いたしました。その後、2月28日に初めての対策本部会議を開催し、今年度の8月24日までに計54回の本部会議を開催し、世界、国内、そして徳島県内、そして阿波市内の状況を踏まえ、その時点で最善策を講じてきたとお聞きしております。本市の公共施設である小・中学校、認定こども園、放課後児童クラブ、公民館、また指定管理者制度を導入している阿波市立図書館、御所の郷、土柱の湯の対応を含め臨機応変に対応するとともに、国、県と連携して多種多様な対策事業も実施してきたと思います。

また、昨年2月1日にはワクチン対策本部を設置し、現在4回目のワクチン接種に取り組んでいる状況だと思います。まだ終息の見えない新型コロナ感染症は、現在全国的にオミクロン株による新規感染者が増加しています。

そこで、①のこれまでの新型コロナウイルス感染症対策についてを、阿波市新型コロナウイルス対策本部の事務局を所管する吉川危機管理局長にお尋ねします。

次に、義務教育施設や社会体育施設を所管する教育委員会の対策を森友教育部長に、そして健康福祉部所管の公共施設である認定こども園、放課後児童クラブの対策については稲井健康福祉部長に答弁をお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 吉川危機管理局長。

○危機管理局长（吉川和宏君） おはようございます。

志政クラブ木村議員の代表質問の1問目、新型コロナウイルス感染症についての1点目、これまでの新型コロナウイルス感染症について答弁させていただきます。

国内では令和2年1月に発生が確認された新型コロナウイルス感染症の影響を受けてから今年で3年目を迎えております。発生当初は未知のウイルスとの闘いでありましたが、今では新しい生活様式を取り入れ、ウイルスと共存しながらの生活に移行されております。昨年の夏に流行したデルタ株による第5波は、11月に収束しつつありましたが、今年1月からはオミクロン株BA.2による感染者が急増し、第6波に拡大しました。6月にかけて徐々に減少したものの、収束することなく、7月から再び感染が急速に拡大し、第7波となって猛威を振るっています。県内でもオミクロン株BA.5系統への置き換わりが進んでいることにより、新規感染者の高止まりが続いています。

このことを受け、徳島県では、8月19日から8月31日までを対象期間として徳島県BA.5対策強化宣言を発出、現在は対象期間が9月20日まで延長されています。県内の感染者は、9月7日現在、累計で8万5,105人になり、本市におきましても、令和2年11月13日に最初の感染者が確認されて以降、累計で3,632人となっております。

議員ご質問のこれまでの新型コロナウイルス感染症について、阿波市新型コロナウイルス対策本部関連につきましては、市民の皆様健康と安全を守り、市民生活や市内経済への影響を最小限に抑えることを目的として、令和2年2月26日に市長を本部長とする阿波市新型コロナウイルス対策本部を設置しているところです。その運営といたしましては、特別職、部長、次長級を本部員としてこれまで54回の本部会議を開催し、国や県の動向に合わせてその都度市としての対応を協議検討し、実施するとともに、必要な情報につきましては市民の皆様へ情報提供しているところでございます。とりわけ市民の皆様に対しましては、ケーブルテレビやホームページを活用するとともに、市長からのメッセージ動画も制作し、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識や基本的な感染防止対策の重要性などを広く周知してまいりました。

今後におきましても、国、県の動向を注視しながら、対策本部としての取組を進めてまいりたいと考えております。市民の皆様には、引き続き基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） 次に、教育部より答弁させていただきます。

まず、学校生活における基本的な感染症対策としまして、健康観察、マスクの着用、小まめな手洗い、手指消毒、3密の回避など、徹底をお願いしております。学校内で感染者が増加し、臨時休業によりやむを得ず学校に登校できない状況になったときには、家庭内において学びが継続できるよう、児童・生徒に貸与しているタブレット型パソコンを活用し、学習の後れがないよう自主学習、オンライン学習ができる体制を整えております。

また、中学校での部活における感染症対策としましては、事前の健康観察、給水時のマイボトルの使用、昼食時は距離を取り黙食、試合等終了時は速やかに帰宅するなど、適切な対応をお願いしております。

学校施設における感染症対策では、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び感染症対策等支援事業を活用し、手洗い場に自動水栓を設置したほか、自動消毒噴霧器つきサーマルカメラ、CO<sub>2</sub>濃度測定器、空気清浄器、飛沫防止用パーティションなどの備品や、消毒用アルコール、フェースシールドなど、消耗品等を購入し、児童・生徒が安全・安心して学べる環境となるよう努めております。

次に、社会体育施設におきましては、徳島県教育委員会、教育施設使用ガイドラインを遵守し、施設の貸出しをしております。

また、社会体育施設における感染症対策としまして、国の交付金を活用し、トイレ等の手洗い場を自動水栓にしたり、入場口には自動消毒噴霧器つきサーマルカメラを設置し、利用者が安心して利用していただけるよう心がけております。

また、施設入り口に周知文を掲示し、施設使用時の換気対策、施設使用後の清掃、予約の際には代表者の電話番号を署名していただき、緊急時の連絡体制にも対応しております。

今後は、コロナ禍において社会体育施設を市民の皆様が安心して利用いただけるようお一人お一人の利用条件の厳守をお願いするとともに、教育委員会においても利用しやすい環境整備に努めてまいります。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 次に、健康福祉部より答弁させていただきます。

認定こども園では、マスクの着用を一律に求められず、ワクチン接種ができないゼロ歳

から5歳児までの子どもが早朝から夕方までの長時間利用しており、放課後児童クラブでは、小学校終了後や夏休みにおいて学年が異なる児童が交流するため、感染経路等が解明されていなかった令和2年当初は、子どもの生命と安全を第一に考え、施設内消毒と休園、休所、登園自粛をお願いしておりました。

一方、BA.5系統への置き換わりが進んだ現在におきましては、子どもの感染者数が増加している状況の中であっても、保護者の就労を支援するため必要な施設であることから、県の新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに沿ってマスクの着用、換気、手指消毒等、基本的な感染症対策を徹底するとともに、朝夕の合同保育時間の短縮、感染リスクの高い行事の中止、職員と子どもの食事、おやつ時間をずらすなどしております。

また、職員には、出勤前の検温、体調チェックを実施し、症状のある場合は出勤しないようにしており、家庭におきましては登園前の健康観察を行っていただき、子どもや家族に発熱や喉の痛み等の症状がある場合は登園を控えていただいております。

また、児童利用施設、障害福祉施設、介護保険施設等に対して、マスクを配布したり、感染予防に有効な空気清浄器等の備品や衛生用品等の購入費用の助成を行い、さらに歯科診療所や医療機関に助成金を交付するなど、感染症対策の徹底を図りながら福祉事業の継続と医療体制の確保を図っております。

そのほか、子育て世帯、独り親世帯、妊婦、住民税非課税世帯へ給付金を支給し、家計を支援しております。今後におきましても、引き続き、感染症防止を図りながら、継続的に事業運営できるよう支援を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 木村松雄君。

○17番（木村松雄君） それぞれに答弁をいただきましたが、危機管理局长からは、本市においては9月7日現在、令和2年11月13日に最初の感染者が確認されて以降、累計で3,632人となっている。また、市長を本部長とした阿波市新型コロナウイルス対策本部を設置し、対応をしていると。また、教育部長からは、いろいろな感染症対策を講じている、やむを得ず学校に登校できない場合は自主学习、オンライン学習ができる体制を取っているという答弁でございました。また、健康福祉部長からは、感染予防に関し、施設等にマスクを配布したり、歯科診療所や医療機関に必要な助成金を交付したりして、福祉事業の継続と医療体制の確保を図っているとの答弁でございました。

認定こども園は、小さい子どもが集団で生活をしている施設でございますので、現場の

職員の方は本当に大変だろうと思いますが、保護者の方の就労を支援する施設でもありますので、ぜひとも頑張ってください、このように思います。

本市においては、徳島県の感染者数は全国でも比較的少ないようではありますが、全庁を挙げて、また関係機関との連携を密に取り、阿波市の実情に即した対応が取られてきたと思います。

次に、再問として、②の新型コロナウイルスワクチンについてでございますが、市民の方への接種状況について担当部長に答弁を求めます。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 志政クラブ木村議員の代表質問の1問目、新型コロナウイルス感染症についての再問、新型コロナウイルスワクチンについてご答弁させていただきます。

初めに、本市の新型コロナワクチン接種状況についてご報告をさせていただきます。

本年9月1日現在で2回目接種を終了された方が87.8%、3回目接種を終了された方が84.8%となっております。

議員ご質問の新型コロナウイルスワクチンについてでございますが、本市では令和3年2月1日に阿波市新型コロナウイルスワクチン対策本部を設置し、同日付で健康推進課内に新型コロナワクチン対策班を置き、班員を中心に全庁を挙げて円滑なワクチン接種体制の確保に努めております。

接種につきましては、阿波市医師会の積極的なご協力により、令和3年4月26日に高齢者施設から開始し、令和3年5月17日からは市内医療機関において個別接種を開始いたしました。

また、初回接種の早期完了に向けて、令和3年5月から9月の日曜日に市内2か所で集団接種を行っております。

接種の予約につきましては、予約開始当初におきましては市民の皆様から電話がつながりにくい、インターネットでの予約の仕方が分からないといったご意見をいただいたところではございますが、コールセンターでのオペレーターの増員や、市職員による市内4か所での臨時受付窓口の開設により、現在は円滑に予約ができる体制を構築しております。

ワクチン接種の促進につきましては、広報あわでの毎月の掲載や音声告知機、阿波市ホームページでの広報に加え、若い世代に対しては、ワクチン接種についての正しい知識を持っていただくために、ワクチンの効果やリスクなどについて本市独自で動画を作成し、

ユーチューブ等で配信を行っております。

また、現在、国においては、オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種に向けた審議が行われているところであり、国の方針が決定次第、速やかに接種できるよう本市の体制を確保するため、今定例会に必要な予算を提案させていただいているところでございます。

今後とも、新型コロナワクチン接種について、市民の皆様への的確な情報提供や接種に関する相談へのきめ細やかな対応に加え、引き続き阿波市医師会をはじめ、関係者の方々のご協力により、接種を希望される全ての方が安心かつ円滑に接種ができるよう取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 木村松雄君。

○17番（木村松雄君） 部長からは、9月1日時点で2回目接種は87.8%、3回目接種は84.8%の方が接種を終えているとのことですが、答弁の中にもありましたように、接種の予約については、当初は市民の方からは非常にお叱りもございましたが、その後市職員による市内4か所での臨時受付窓口を開設したことにより、スムーズな対応ができていると思います。

この臨時受付窓口は、本当に高齢者の方、我々もそうなんですが、インターネットをあまり使えない世代の高齢者の方に非常に好評でございまして、予約がスムーズに取れたというようなご意見もいっぱいいただいております。

そこで、再々問として、③の今後の地域の感染対策の向上についてをどう考えているかを坂東企画総務部長にお尋ねいたします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 志政クラブ木村議員の代表質問1問目、新型コロナウイルス感染症についての再々問、今後の地域の感染対策の向上について答弁をさせていただきます。

戦後最大の国難と言われております新型コロナウイルス感染症は、国内で令和2年1月に神奈川県で初めて、本市においては令和2年11月に1例目が確認され、現在に至っております。この間、本市におきましては、繰り返し訪れます感染の波に対応するため、阿波市新型コロナウイルス感染症対策本部会議やワクチン対策本部会議を立ち上げ、先ほど各担当部長等から申し上げましたとおり、感染対策の中心となるワクチン接種の推進をは

じめ、医療や福祉、教育や地域経済、また農業分野に至るまで、市民の皆様と一丸となり様々な方面から対策を講じてまいりました。

一方、現在本市におきましては、感染力が非常に強いオミクロン株BA.5への置き換わりが進み、過去最高の感染者数を記録するなど、第7波が到来しており、依然として収束の兆しが見えない状況が続いております。

今後におきましては、ウイズコロナ、ポストコロナ時代を見据え、引き続き感染防止対策の徹底やワクチン接種の推進はもとより、子育て世帯を支援する子育て世帯生活支援特別給付金や市民の皆様の生活支援や地域経済の回復を目指す阿波市がんばる事業者応援する券事業、また厳しい経営状況に直面する農業者を支援する阿波市がんばる農業者応援給付金事業など、これまで進めてまいりました様々な事業の効果を検証しながら、今後の感染状況や社会情勢を見極め、さらに効果的な対策を講じてまいりたいと考えております。

本市といたしましては、引き続き、市民の皆様が安全で安心して暮らせるよう、関係機関との情報共有や連携を図りながら、全庁一丸となり、またスピード感を持ってしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 木村松雄君。

○17番（木村松雄君） 部長の詳細なこれまでの対策事業や対応策をお聞きし、今後スピード感も持って大所高所から全庁挙げて、また関係機関と情報共有しながら、連携を取りながらしっかりと対策を進めていくとの答弁でございました。感染症の抑止により、市民の安全・安心を守るとのことです。私たち議員も、共にできることはしっかりとやっていくことをお伝えして、この質問を終わります。

次に、2番目の阿波市の財政状況と持続可能な行財政運営についてでございますが、先ほど質問いたしました新型コロナウイルス感染症拡大や、それに関連した影響は継続しており、これらの収束の時期を明確に見通すことは現在不透明な状況であると考えます。加えて、ウクライナ情勢による石油製品や、小麦をはじめとした身近な製品の物価の高騰といった影響により、低迷した経済活動や疲弊した地域経済の回復には時間がかかると見られ、市税を中心とした歳入について短期間での増収は見込めない一方で、歳出については、高齢化の進行や子育て等に関する社会保障経費が引き続き必要であります。

次に、阿波市の財政状況については、今議会に提出されている令和3年度一般会計歳入歳出決算書や令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率を見ても、比較的健全な状況に

あると感じております。今後、第4次行財政改革大綱や集中改革プランを着実に推進し、持続可能な財政基盤の確立を進めていくと推察いたしております。

しかしながら、今年度で阿波市が誕生して18年目に入っており、市民の皆様方が合併してよかったと思える徳島県北部の活力あるまちを実現し、それを継続していかなければなりません。そのため、市民や企業等との共生社会の実現と、本市の財政基盤の確立、継続が不可欠と考えます。

しかしながら、先ほども申しあげました新型コロナウイルス感染症拡大はもとより、人口減少、少子・高齢化の到来や、あらゆる災害に対し市民の皆様へ安全・安心感を与えるのも行政の担う役割の大きな責務であると考えます。

加えて、本市においては、昨年度より依存財源の柱である普通交付税合併算定替えの適用が終了し、一本算定となったところであり、厳しい財政状況を余儀なくされると考えております。

今回提出されている令和3年度一般会計決算書をはじめ、決算とは予算編成時に想定した政策や施策の効果を最大限発揮していることが理想的な決算ではないかと思えます。とは言いながら、理想的な決算は抽象的なものであるとも考えられ、毎年度の決算から得られる財政指標等の経年推移や他団体との比較などにより、本市の決算、財政状況を多面的、客観的に把握しまして、できる限り次年度以降の予算編成や執行に活かしていくことにより、様々な相乗効果が生まれるものと考えます。

そこで、①の令和3年度決算の検証についてを坂東企画総務部長にお聞きいたします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 志政クラブ木村議員の代表質問2問目、阿波市の財政状況と持続可能な行財政運営についての令和3年度決算の検証について答弁をさせていただきます。

まず、令和3年度決算の概要といたしまして、歳入総額は225億801万2,000円で、対前年度比36億8,835万7,000円、率にして14.1%の減、歳出総額は215億1,437万6,000円で、対前年度比39億8,632万8,000円、率にして15.6%の減、歳入歳出差引き額は9億9,363万6,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源1億134万4,000円を除いた実質収支は8億9,229万2,000円の黒字となっております。

歳入では、国の補正予算に基づく事業を円滑に実施するために必要な経費として、臨時

経済対策費が創設されたことなどにより普通交付税が2億9,000万円の増額となりましたが、令和2年度に国の施策として市民1人当たり10万円を給付した特別定額給付金事業の37億円が減額になったほか、基金繰入金についても3億8,000万円の減額となるなど、昨年度から39億9,000万円の減額となっております。

歳出で過去最高でありました令和2年度決算から40億円の減額となり、これについては、歳入でもご説明いたしましたが、特別定額給付金事業の37億円が減額となったことによるものでございます。

歳出の主なものといたしましては、令和3年度の新型コロナウイルス感染症対策として、新たに子育て世帯臨時特別給付金事業や住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業など子育て世帯や生活困窮者に対する手厚い支援を行うとともに、新型コロナワクチン接種対策事業につきましても着実に取組を進めてまいりました。

そのほか、子育て支援、教育関連では、土成中央認定こども園の大規模改修を行い、市内全ての幼保連携型認定こども園の改修が終了したほか、計画的に進めております教育施設の大規模改修につきましては土成小学校校舎の改修を行いました。

次に、基金現在高につきましては、普通交付税に算入された臨時財政対策債の償還に充てるための財源として減債基金を2億円積み立てるほか、歳計剰余金を財政調整基金などに積み立てた結果、令和3年度末基金積立額は140億7,000万円となり、前年度末から4億5,000万円の増加となります。

地方債現在高につきましては、合併特例債や臨時財政対策債の償還が進んだことにより、前年度末から7億5,000万円減少の202億6,000万円となりました。この地方債のうち、157億円が普通交付税に算入され、実質的な市の負担は48億円を見込んでおります。

令和3年度の決算につきましては、新型コロナウイルス感染症の先行きが見通せない中で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の国庫補助金などを有効活用し、地域経済の活性化や市民サービスの向上を図りながら、事務事業の見直しなど、歳出削減にもつなげられており、その結果基金も増加していることから、行財政改革の一定の成果が数字にも表れていると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 木村松雄君。

○17番（木村松雄君） ただいま答弁をいただきましたが、令和3年度決算の検証につ

いては、コロナ禍の中そして普通交付税が一本算定になった年にもかかわらず、歳入と歳出のバランスを調整しながら多種多様な本市に適した要素を取り入れ、健全財政を維持している、そのような内容でございました。

そこで再問いたします。

先ほども少し触れましたが、地方公共団体の財政状況を考察するには、まず財政健全化判断比率、各種財政指標によるのが一番分かりやすいと考えます。財政健全化判断比率とは、平成19年に交付されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律において定められました4つの財政指標で表すものであり、客観的な比較や人口規模や産業構造の似通った類似団体等で分析すれば、より効果的、効率的な検証ができるのではと考えます。

そこで、②の財政健全化判断比率並びに財政指標からの分析についてを町田副市長に質問いたします。

○議長（笠井一司君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 志政クラブ木村議員の代表質問2問目、阿波市の財政状況と持続可能な行財政運営についての再問、財政健全化判断比率並びに財政指標からの分析について答弁させていただきます。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、全ての会計が黒字決算でありますので、数値はございません。

次に、実質公債費比率は7.8%と前年度に比べまして0.2ポイント減少としており、前年度より数値は改善されております。

次に、将来負担比率は、計算上借入金などの負債額より基金や普通交付税に算入される地方債など資産とされる額のほうが多いため、将来負担比率の数値はございません。

健全化判断比率につきましては、いずれの数値も早期健全化基準の範囲内ですので、健全な財政状況であると考えております。

次に、主な財政指標といたしましては、経常収支比率がございしますが、この比率は財政構造の弾力性を測定する数値であり、比率が低いほど新たな財政需要に対し弾力的に対応できるとされ、令和3年度の比率は91.5%と、前年度から3.8ポイント改善されております。

そして、これらの財政指標につきましては、現時点で公表されております令和2年度決算ベースでの数値をもって人口や産業構造が同規模でございしますIの0と分類された類似団体で比較させていただきます。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、本市、類似団体とも数値はございません。

次に、実質公債費比率は、本市8.0%に対し、類似団体平均は8.4%。順位でいいますと35団体中17位ということで、類似団体の中間に位置しております。

そして、将来負担比率は、本市の数値はございませんが、類似団体平均は14.5%で、本市は大きく下回っており、健全であると考えております。

そして、経常収支比率は、本市95.3%に対しまして、類似団体平均は91.3%で、順位は35団体中30位で、類似団体を4%上回っており、改善の余地があると考えております。

令和2年度決算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策経費が多く計上されていることから、単純な比較は難しいですが、類似団体との比較からは、将来負担比率がないことや実質公債費比率が改善していることから、長期にわたる起債の償還への対処は十分できております。

一方で、経常収支比率は悪化しており、経常的な収入、特に自主財源の確保に努めるとともに、歳出を見直し、コスト削減に努めていく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 木村松雄君。

○17番（木村松雄君） 副市長からは答弁いただきましたが、財政指標は決算数値から自治体の財政状況を測る物差しであると思います。現在、比較的良好な財政指標を維持、向上させていただきたいと思います。

そこで、再々問として、今までの副市長の答弁も踏まえて、③の今後の行財政運営について、どのようにお考えか答弁を求めます。

○議長（笠井一司君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 志政クラブ木村議員の代表質問の再々問、今後の行財政運営について答弁させていただきます。

本市はもとより、全国的な課題でもあります少子・高齢化の進行や社会保障関係経費の増加、公共施設の老朽化対策などに限られた財源の中で適切に対応していくためには、国の地方財政に係る動向を注視しながら、本市の財政状況を的確に把握するとともに、持続可能な財政基盤を構築しなければなりません。

その一つの取組として行財政改革があり、現在第4次阿波市行財政改革大綱や阿波市行

財政改革推進プランに基づき改革を進めております。

そして、歳入では、先ほども答弁させていただきましたが、自主財源の確保に向け、企業誘致やふるさと納税の推進、未利用財産の売払いや貸付け、市税の収納率向上、移住者の受入れなど、自主財源の確保を図ってまいります。

そして、歳出面においては、事業の選択と集中はもちろん、スクラップ・アンド・ビルドによる事務事業の見直しや公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の総量や配置の最適化などに取り組むなど、現状を厳しく見詰め、堅実な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 木村松雄君。

○17番（木村松雄君） ただいま副市長の言われましたように、取組を継続的に実践していただき、持続可能な阿波市の財政基盤の維持向上を継続していただくことをお願いいたします。

特に歳入面、これにおいては自主財源が少ないのが今後の大きな課題でございますので、答弁の中にもありましたように、収入の手だて、ふるさと納税とか企業誘致、いろいろな手だてを考えて、しっかりと先を見据えた歳入ができるような取組を今後ともぜひ頑張っていただきたいと、このように思います。

次に、3点目の市道矢松田中線改良工事についてでございますが、この事業は地元の方々からの強い要望を受けて、藤井市長の英断と地権者様のご同意をいただき、平成30年7月25日と同年8月27日に本事業の地元説明会を開催し、平成30年度に設計し、令和元年度、用地取得、令和2年度に工事着手し、現在に至っております。令和5年度末完成を目指した事業でございます。

そこで、現在の進捗状況と今後の予定について高田建設部長に答弁を求めます。

○議長（笠井一司君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 志政クラブ木村議員の代表質問の3問目、市道矢松田中線の改良工事について、本事業の推進状況と今後の予定はのご質問に答弁させていただきます。

市道矢松田中線は、主要地方道鳴門池田線と現在整備が進められている一般県道船戸切幡上板線バイパスを結ぶ市道で、地域の生活基盤を支える上で重要な機能を有しており、また四国八十八カ所霊場第9番札所法輪寺をはじめとする周辺観光施設へのアクセス道路

です。本路線につきましては、延長約860メートル、車道部は片側1車線の2車線を有し、東側に幅員3.5メートルの歩道を設ける計画とし、事業を進めております。

その進捗状況であります。令和3年度までに起終点の取り合い部分を残し、車道部の構造物がおおむね完成いたしました。今年度は歩道部470メートルの工事を既に発注しており、加えて現在県道との交差点改良2か所について入札手続を進めているところであり、順調に事業が進捗しております。

令和5年度におきましては、道路内に残る全ての構造物工事に加え、車道及び歩道部の舗装工事を順次進めることとしており、令和3年第4回の市議会定例会において答弁させていただきました。本事業の令和5年度末の完成に向け鋭意取り組んでまいります。今後とも市民の皆様へ安全・安心はもとより、快適に道路を利用していただけるよう、本路線の一日も早い完成を目指し、スピード感を持って取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 木村松雄君。

○17番（木村松雄君） 建設部長の答弁では、令和5年度末完成に向け鋭意取り組んでいるとのことですが、完成すれば多方面においてその効果は計り知れないものがあると大きく期待を寄せております。

建設部の今までのお取組には、高くとは申しませんが、評価をいたしております。本事業のスムーズな進行ができますよう、なお一層のご努力をお願い申し上げます。

ここで、通告はしていませんが、市長にお聞きいたします。

令和5年度末におおむね完成というただいまの部長の答弁でございますが、完成の暁には竣工式とか何かそういう類いのものを行うお考えはないでしょうか、お聞きいたします。

○議長（笠井一司君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 木村議員からは、令和5年度末の市道矢松田中線の完成に向けて、竣工式等を実施してはどうかというご提言をいただきました。この市道矢松田中線は、私が平成29年1月に市長選挙に立候補を決意した際に、同年3月に現地を政治活動で訪問したときに、この市道矢松田中線の現状を見たときに、やはりこの道路は地域の発展はもとより、阿波市の発展のために絶対に整備をしなければいけないというふうなことを痛感したところでございまして、思い出してみますと、平成29年6月議会に初めて調査費を計上して現在取り組んでいる事業でございます。

令和5年度末の完成が見込まれております。地権者の皆様方や大変お世話になった皆様方に敬意を表するため、またこの道路が阿波市の発展そして地域の発展につながる幹線道路として、市民の皆様の安全・安心を守る道路となるよう祈念して、竣工式等々につきまして実施できますように前向きに考えてみたい、このように考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（笠井一司君） 木村松雄君。

○17番（木村松雄君） 市長には、突然な質問でございましたが、前向きに検討していただけるということでございます。

この工事も、約5年という歳月とかなりの経費を費やしての事業でございます。何かやはりけじめが要るんじゃないかならうかと私も思っております。どうぞその方向でよろしくお願いをいたしたいと思っております。建設部長、その節はよろしくご配慮をお願いいたしたいと思っております。

最後、4点目の阿波市の経済状況について、①の本市の経済状況について市長はどのように捉えているかでございます。

総務省が先月19日発表した7月の消費者物価の上昇率は2.4%と、前月から加速したとの発表がありました。原材料の小麦や油などを輸入に頼る食料品の価格上昇率は、7月に3.7%と、6月の3.2%を大きく上回っております。今後も再値上げや、再々値上げを含む価格高騰が迫っており、まさに値上げの秋になりそうであります。急速な円安、原油の高騰等々による影響はありとあらゆる業種に広がっており、全国的な現象ではありますが、本市においても例外ではございません。市民生活においても重くのしかかっています。このような本市の現在の経済状況について、阿波市長としてどのように捉えているかについてお聞きいたします。

○議長（笠井一司君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 志政クラブ木村議員の代表質問の4問目、阿波市の経済状況についての1点目、本市の経済状況について市長はどのように捉えているかについて答弁をさせていただきます。

世界的な新型コロナウイルス感染症の大流行に加えまして、本年2月24日、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を起因とした世界情勢の急激な変化によりまして、世界規模での原油や穀物、資材等の価格高騰、さらに過度で急激な円安による輸入品価格の高騰の

影響によりまして、日本経済はコロナ禍前の経済状況には程遠く、回復にはいまだ至っていない状況であると考えております。

本市におきましても、新型コロナウイルス感染症の拡大による移動制限や外出自粛要請、飲食店等の時間短縮営業などによりまして、市内経済に大きな影響を及ぼしていると考えているところでございます。このような状況が続く中、9月以降に家庭向け食品を中心とした値上げの情報などがございました。今後におきましても、市民の皆様の生活に多大な影響が出るのではないかと危惧をしているところでございます。

また、本市の基幹産業でございます農業においても、肥料や燃油、資材などの価格高騰によりまして、厳しい経営状況に直面しているとともに、今後もこのような状況が続くものと懸念をしているところでございます。

このような中、本市におきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や一般財源を活用しまして、商工業や農業などの法人や個人事業主へ段階的に幅広く様々な支援策をこれまで実施してまいりました。一例を挙げますと、本年度は令和2年度、令和3年度に引き続き、7月より総事業費約2億3,000万円の阿波市がんばる事業者応援する券事業を実施するといたしました。また、9月からは、新たに総事業費約1億3,000万円の阿波市がんばる農業者応援給付金事業を実施するなど、本市経済を支えるため、様々な独自事業に取り組んでいるところでございます。年内には、国におきましてウクライナ危機や円安の影響で加速する物価高へ対応するための2022年度第2次補正予算が編成されるものと考えております。本市では、今後におきましても、このような国や県の動向を注視するとともに、社会経済状況を見据え、地方創生臨時交付金や一般財源を最大限に活用しながら、より効果的な施策の展開を図りまして、市民の皆様の生活そして市内経済をしっかりと支えてまいる所存でございます。ご理解賜りますようによりしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（笠井一司君） 木村松雄君。

○17番（木村松雄君） 市長からは、新型コロナウイルス禍からの経済回復なども背景に、原油や食品の原材料価格が上昇し、加えて円安、化学肥料、原料の高騰により農業経営にも大きな影響が出ている、市民の皆様の生活に大きくのしかかっている、その状況は十分認識している、本市といたしましてもでき得る限り対策を講じていきたい、そんな内容でありました。

国は、地方自治体が、物価高対策に使える臨時交付金の1兆円の枠も増額するというような報道もございます。そして、国の秋以降に編成する22年度第2次補正予算や23年度当初予算にも物価高対策を盛り込む方針だそうでございますので、今後の成り行きを注視しながら取り組んでいってほしいと強く願っています。

以上で志政クラブ代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（笠井一司君） これで、志政クラブ木村松雄君の代表質問が終了いたしました。  
暫時休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、阿波みらい三浦三一君の代表質問を許可いたします。

阿波みらい三浦三一君。

○20番（三浦三一君） マスクを外させていただきます。

議席番号20番三浦三一、ただいまから阿波みらい代表質問をさせていただきます。

今回は、大きく分けて2問、吉野川左岸の堤防併設道路について、県河川の整備について質問させていただきます。

最初に、吉野川左岸の堤防に併設する県道香美吉野線及び管理道について質問いたします。

吉野川の左岸の堤防に併設されております県道香美吉野線は、市場町の阿波麻植大橋から北詰を起点とし、吉野町の阿波中央橋北詰を終点とする総延長約6.4キロメートルの県道です。主要地方道である県道鳴門池田線のバイパス道路として朝夕の通勤には多くの車が通行しています。しかし、道路状況は市場町の阿波麻植大橋北詰東及び県道切幡川島線との交差西側を一部改良していただき、改善されているものの、ほとんどの区間が幅員4メートル程度の拡幅であり、朝夕の通勤時間には車の対面に苦勞しております。歩行者や近隣住民にとっても危険な状況になっております。

この状況を踏まえ、平成26年にこの県道の終点側である吉野町の阿波中央橋北詰の交差点から吉野川下流側約760メートルの区間について道路整備をしていただき、通行車両の利便性と安全性が向上しております。しかしながら、この整備された区間から西側の区間につきまして一向に事業の進捗ができておりません。県道香美吉野線については、車

道幅員3.5メートル未満が約2キロメートルを占めており、さきにも申しましたが、朝夕の通勤時間帯には多くの車が通行するため、車の対面にも不便を感じている状況にあります。このことから、この路線の一刻も早い道路整備をお願いしたいと考えております。

1点目といたしまして、県道香美吉野線の拡幅計画について、2点目といたしまして、交通問題の解消のため、吉野川の堤防の上に設置された管理用道路を市道として使用できないか、以上2点についてお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（笠井一司君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 阿波みらい三浦議員の代表質問の1問目、吉野川左岸の堤防併設道路について、2点ご質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

まず、1点目の県道香美吉野線の拡幅計画について答弁させていただきます。

一般県道香美吉野線は、市場町の阿波麻植大橋北詰を起点に吉野川左岸堤防東へ走り、吉野町の阿波中央橋の終点とする堤防の堤天及び小段を走る総延長6,412メートルの路線で、平成12年4月に県道に編入され、現在に至っております。この路線は、地域の経済活動を支えるとともに、主要地方道鳴門池田線並びに主要地方道德島吉野線などのバイパス的役割を担う道路として多くの皆様に利用されています。一方、道路状況は、一部の箇所では議員お話しのとおり、片側1車線での改良済み区間があるものの、多くの区間が幅員4メートル程度であり、車両のスムーズな対向に苦慮している状況です。

このことを踏まえ、県は平成26年に終点側の阿波中央橋北詰交差点から吉野川上流方向760メートルの区間の整備を行い、通行車両の利便性、安全性が大きく向上したところですが、しかしながら、それより西側の区間については、議員お話しのとおり、幅員の狭い区間が多くあることから、県に対しまして、用地取得が少なく事業費を抑えることができる吉野川堤防上を活用した道路整備を要望しているところですが、今後も引き続き、とりわけ車両の通行に顕著な支障が生じている箇所における局所的な改良も視野に入れ、県道香美吉野線全体の改良について県に要望してまいります。

次に、2点目の吉野川堤防上に設置された管理用道路を市道として使用できないかについてですが、本市において阿波中央橋北詰交差点から下流方向の約6キロメートルの区間については、国土交通省の占用許可を受け市が管理しており、建設課職員による定期パトロールや利用者からの要望を踏まえ、堤防堤天部及び小段部の路肩部分の舗装修繕を実施

し、車両などの安全な通行確保に努めているところです。

議員ご質問の堤防堤天部の管理用道路を市道として使用できないか、国土交通省徳島河川国道事務所に確認したところ、当然のことながら、水防活動など防災対応が最優先され、一定の河川占用基準を満たせば協議に応じていただけるとのことですが、河川管理用道路を一般道として供用する場合、道路構造的な安全対策の整備、より多くの車両が速度を上げて通行することを想定したより高度な道路維持管理体制の構築、生活道路として現在供用している市道の廃止は困難であり、道路の管理延長が増大するなど、解決しなければならない課題が数多くあり、現時点において吉野川の管理用道路を市道として供用することは困難であると考えております。

一方で、堤防併設道路のより安全な通行の確保については、取り込んでいく必要があると認識しており、本市を通過する広域ネットワーク構築の観点からも、県道香美吉野線の改良について県に対ししっかりと要望してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 三浦三一君。

○20番（三浦三一君） ありがとうございます。

先ほど質問いたしました県道香美吉野線の吉野川下流側で現在の市道として管理している西条大橋北詰の交差点から下流側の上板町境まで、県道香美吉野線と同じく、堤防上及び堤防下を利用した道路であり、道路幅員もさほど広くないため、車の対面もスムーズに行えないのが現状です。

県道香美吉野線の早期整備が第一ではありますが、現在の市道及び管理用道路を利用した新たな市道を整備されれば、鳴門池田線のバイパスの役割を担い、地域生活を支える主要道路になるものと考えます。市におかれましては、堤防の併設道路の交通問題は重要な課題であることから、県道及び市道を利用する通行車両の利便性、安全性を考慮しながら、国、県及び関係機関に対しまして積極的かつ継続的な要望の働きかけをお願いしたいと思います。どうぞこの道路が一日も早く開通ができますようお願いを申し上げまして、これでこの質問を終わりたいと思います。

次に、熊谷川と大谷川の河川整備状況について質問いたします。

近年、全国で地球温暖化が原因と思われる台風の大型化や集中豪雨により、降雨量は増大し、令和2年7月豪雨をはじめ、令和元年、東日本台風や、平成30年7月豪雨、平成29年7月、九州北部豪雨など、大規模な河川氾濫や土砂災害が多く発生し、多くの人命

が奪われたことは記録に新しいところであります。

今回質問いたします熊谷川は、全長は約5キロメートルで、土成町を源流として吉野川の流れ込む大谷川は全長が約4キロメートルで、土成町の源流として熊谷川と合流する県が管理する河川で、これらの河川はヨシなどの草や木などが繁り、河川面を見ることができず、大雨のときには川の流れの支障となり、水位が上がると近所の住民は安心して生活ができない状況にありました。県が昨年度から熊谷川と大谷川の合流するところから、下流側の排水機場までの間をきれいに掃除をしてくれ、近所の住民は大変喜んでおります。しかし、これらの上流側を臨みますと、熊谷川や大谷川には広範囲にわたりヨシなどの草や木などが茂ったままで河川面も見ることができない状況になっております。引き続き、この河川の治水対策を早期に進める必要があると思います。地域住民の生命、財産を守り、安全・安心できる地域を構築するため、早期に対応する必要があると思います。この事業計画についてお聞かせをいただきたいと思います。答弁、よろしく願いいたします。

○議長（笠井一司君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 阿波みらい三浦議員の代表質問の2問目、県河川の整備について、熊谷川と大谷川の河川整備状況についてのご質問に答弁させていただきます。

議員申されましたとおり、近年地球温暖化による異常気象などの影響により、想定を上回る降雨が頻発しており、今後も気候変動に伴う降雨量の増大による水害の激甚、頻発化が予測されております。このことから、徳島県及び本市においても、水災害リスクを想定した吉野川流域における治水対策の重要性を認識しているところです。

議員ご質問の熊谷川は、先ほど議員がお話ししたとおり、阿波市土成町土成字前田を上流端とし、吉野町柿原で吉野川に合流する延長約6キロメートルの河川で、大谷川は土成町土成字大法寺を上流端とし、吉野町柿原で熊谷川に合流する延長約4キロメートルの県が管理する一級河川になります。両河川の整備状況や取組について、徳島県東部県土整備局に確認したところ、熊谷川では昨年度から県道鳴門池田線直下の河川整備に加え、既に改修を終えた排水機場前から上流に向け堆積土砂の除去など、即効性の高い緊急河川維持工事も実施中とお聞きしております。この取組により、熊谷川では大谷川合流部から下流にかけて、河道内の状況は大きく改善が進んでおり、県からは今後も熊谷川及び大谷川の上流に向け継続して取り組むとお聞きしています。

本市としましては、県管理河川の河川整備は市民の皆様の安全・安心を確保するために

不可欠なものとして認識しており、今後も県に対し市民のご要望を適宜、適切にお伝えするとともに、計画的な事業実施が図られるよう、さらなる支援や連携を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 三浦三一君。

○20番（三浦三一君） ありがとうございます。

熊谷川と大谷川の治水対策につきまして、災害に強いまちづくり、安全・安心して暮らせるまちづくりを計画的に推進するため、県当局へ継続的な要望の働きかけをお願いいたします。

これと同様に、市場町と土成町の境に走っている九頭宇谷川の再三にわたってお願いをしておりますけれども、この河川もぜひ同じような形で県や国に要望をしていただきたいと思っております。

この間、去年ですけれども、九頭宇谷川の一番下の河川側、吉野川沿いで、左岸側の竹やぶなどの雑草をきれいに掃除していただきましたけれども、右岸側が全くそのままの状況になっておりますので、引き続き国交省やそれから県の方をお願いをして、早急に掃除をしていただけますようお願いを申し上げまして、これで私の数全ての質問を終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（笠井一司君） これで阿波みらい三浦三一君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（笠井一司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、はばたき藤本功男君の代表質問を許可いたします。

はばたき藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 議席番号10番、はばたきの藤本功男です。

昼から1番ということで、睡魔に負けないように頑張っていきたいと思っております。

さて、今回私は代表質問といたしまして、1つは新ごみ処理施設について、2つ目は若者の社会参加、自立、交流について、以上の2点を上げております。

まず、新ごみ処理施設についてですが、市民の皆さんにも経過を知っていただくという意味で、今までの流れを少し確認していきたいと思っております。

新ごみ処理施設の最有力候補地として、中央広域環境施設組合が阿波町東長峰と発表したのが昨年の3月末でした。その後、地元7つの自治会に対して説明会とエコマスターが経営する三豊市のバイオマス資源化センターみとよなどの現地視察が行われました。また、昨年度は、測量、地質調査を行い、本年度はごみ処理施設整備基本計画、生活環境影響調査、施設建設発注等の手続が進んでいるものと理解しております。さらに、事業方式は公設民営のDBO方式で、事業者が今年度中に決定されるものと受け止めております。

いよいよ来年度は施設建設に取りかかる予定となっております。これに向けて、地元自治会7つのうち4つと新ごみ処理施設建設に関する同意書を締結しました。残りは3自治会です。そして、今年度中に最終関門の環境保全協定書を7つの自治会と締結する予定になっております。

私がここで最も注目しているポイントは施設の稼働期間であります。燃料化方式は、今までのごみを燃やすストーカ方式とは異なり、ごみを燃やさず、燃料として資源化するものです。石炭に代わる代替燃料として企業が使用するものですが、世の中の脱炭素の行方と密接に関係していると思います。

そこで質問です。

1つ、稼働期間についてどのように考えているのか。

2つ目、稼働期間を環境保全協定書にどのように盛り込み、周辺自治会の合意を得るのか、このことについて市長にお尋ねします。

○議長（笠井一司君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） はばたき藤本議員の代表質問の1問目、新ごみ処理施設について、2点ご質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

まず、1点目の稼働期間についてどのように考えているのかについてでございます。

現施設であります中央広域環境センターは、平成17年8月より供用開始しております。建設前の覚書また地元の協定書には、稼働期間につきましては令和7年7月までの20年間とされております。一般的に、ごみ処理施設の建設につきましては、計画に基づきまして建設用地を選定し、周辺地域の皆様や地権者の皆様方にご同意をいただき、用地を確保した後、建設段階に移行することとなりますが、その同意をいただくに当たっては、多くの関係者の皆様方に対しまして説明、交渉を繰り返す必要がございます。多大な労力と時間を要するものであります。

このため、今回の新ごみ処理施設の建設に当たっては、安定的なごみ処理施設の運営を

できるだけ長期間確保したいとの思いから、周辺自治会の皆様への説明の中では、現在稼働している中央広域環境センターの稼働期間でございます20年間はもちろんのこと、より長期間である30年間の稼働期間についても協議をさせていただいているところでございます。

続きまして、稼働期間を環境保全協定書にどのように盛り込み、周辺自治会の皆様の合意を得るのかについてでございます。環境保全協定書は周辺住民の皆様の健康、安全及び財産を確保し、加えて地域の生活環境を保全することを目的として、周辺自治会と締結するものでございます。

稼働期間につきましては、先ほど申し上げましたように、30年間も選択肢として協議させていただきとる一方で、新ごみ処理施設は令和7年8月の稼働開始でして、遅れることは許されず、施設の建設期間を考慮いたしますと、時間的制約のある中で30年間の稼働期間につきましては、全ての周辺自治会の皆様にご同意をいただくことは難しいのではないかと考えております。

このため、環境保全協定書の稼働期間につきましては、より長期間の稼働に対する周辺自治会の皆様の不安軽減のためにも、中央広域環境センターと同様に20年間とさせていただきまして、20年後以降の稼働につきましては、施設の稼働開始後におきましても周辺自治会の皆様と協議を継続させていただけるよう、その旨を協定書に盛り込み、周辺自治会の皆様とさらに協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） この燃料化方式の最大のネックは、固形燃料が安定して売れるかどうかということだと思います。これが売れなければ、この方式は行き詰まります。

私の手元にある情報によりますと、売手候補——買ってくれる候補——の一つでありますある大手の製紙会社は、2028年に新しい炉を建設し、少し質の落ちた固形燃料でも受け入れる計画を進めているようです。石炭の炉を減らし、廃棄物の炉を増やすと、このように聞いております。

（パネルを示す）手元の資料ですが、これはこんなグラフですけども、これは日本製紙連合会がカーボンニュートラルに向けての取組と題したヒアリング資料に使ったグラフです。これは一般公開していますね。少し私のほうで簡略化はしておりますが、これを見ますと、2019年におきましては石炭、石油ガスなどの化石燃料に基づくものが45.

7%、それからバイオマス、水力、黒液など再生可能エネルギーが43.4%で、黒液というのは木材パルプを作るときに発生する褐色の液体ということで、再生可能エネルギーと位置づけているようです。それから、ここ廃棄物、つまり燃料化方式でつくる固形燃料などに基づくものが10.8%となっております。（パネルを示す）これが2050年度予想ではどういうふうになっているかと申しますと、先ほど言った石油、化石燃料に基づくものというのは17%と記述しております。これもほとんどもう購入するというふうな形になっておりますが、そしてバイオマス、次の再生可能エネルギーに基づくものはぐっと増えて74%、それから廃棄物、先ほど申しましたものに基づくものは9%という、こういう位置づけになっております。これを見ますと、製紙業界のエネルギー構成は、脱炭素に向けて大きく変化するということがこれで読み取れるということなんですけども、産業廃棄物由来のエネルギーも一定程度確保されているとなっております。しかし、これはあくまでも予想というふうなことで、今世界や日本は地球温暖化による危機に対して脱炭素、2050年カーボンニュートラルに向けては大きくシフトしています。企業も脱炭素、再エネ活用を進めなければ、サプライチェーンに加わることはできませんし、投資家から見放され、生き残ることもできません。それほど加速度的に世の中が脱炭素に向けて動いていると。このような認識がありますので、私たち周辺住民が危惧しているのは、この燃料化方式で作る固形燃料はいつまで売れるのだろうかという需給見通しです。

以前からの説明がありました。そこでは、建物、これは大変シンプルでありますし、処理方式も簡単、そういう安定的な施設でありますので、稼働期間が30年というお話をいただきました。ただ、今市長の答弁をいただいて、それを基本としつつも、今後環境保全協定書、これを締結するときには、20年、これを基本に据えながら協議を進めたいというお話もいただきました。稼働期間、これは非常に大きな問題です。いろいろな根拠や見通しを上げながら、冷静に協議し、納得感も高めて、合意に近づく必要があると思います。

次に、建設用地についてです。

今までの手続で、建設候補地2.9ヘクタールを取得する見通しが立っていると説明を受けてきました。しかし、ここに来て、候補地は所有者と賃貸借契約を結ぶ可能性もありますということを知りました。

そこで、再問として、土地の所有者と賃貸借契約を結んだ場合のメリット、デメリットは何か。

2つ目は、トータル経費とランニングコストをどのように見込んでいるのか、町田副市長にお尋ねします。

○議長（笠井一司君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） はばたき藤本議員の代表質問の1問目、新ごみ処理施設についての再問を2点ただいまいただきましたので、順次答弁させていただきます。

最初に、1点目の土地の所有者と賃貸契約を結んだ場合のメリット、デメリットは何かについてでございます。

新ごみ処理施設の用地につきましては、売買により土地を取得した場合には、組合の所有地となるため自由に土地を活用することができます。しかし、賃貸借の場合には、期間を含め契約に定める範囲内での活用となります。

また、コスト面では、土地取得の場合は、当初の用地購入費が発生しますが、賃貸借の場合には、定期に使用料が発生することからコストの平準化を見込むことができます。新ごみ処理施設の稼働期間終了後においては、土地取得の場合は跡地の活用方法を考える必要があります。賃貸借の場合には、所有者へ返還することとなります。今、申し上げましたように、それぞれのメリット、デメリットはありますが、新ごみ処理施設を建設し、一定期間活用することについては、いずれの場合も遜色ないものと考えております。

続きまして、再問2点目のトータル経費と、ランニングコストをどのように見込んでいるのかについてであります。新ごみ処理施設の建設につきましては、周辺自治会の皆様のご理解、ご協力が得られますよう協議を重ねている一方で、令和7年8月の稼働開始に向け必要な手続を着実に進めていく必要があります。

このため、事業方式として、公設民営、DBO方式を採用した新ごみ処理施設の整備、運営に係る事業者募集に必要となる建設費、運営費などについて鋭意積算しているところであり、建設費につきましては現段階でお示しすることはできません。

また、ランニングコストにつきましては、現在稼働中の中央広域環境センターの令和3年度の実績として、ごみ1トン当たり約4万9,000円の処理費用が必要になったところですが、新ごみ処理施設の処理費用につきましては、現在の処理費用から約3割程度は削減できるものと試算をしております。加えて、昨今の急激な燃料費の高騰により、令和4年度の処理費用は令和3年度の実績を上回ることが確実であり、燃料化方式を採用した新ごみ処理施設のランニングコスト面におけるメリットはこれまで以上に大きくなると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 交渉というのは、相手があつていろいろな要素を入れながら進めることでありますので、予期したとおりにはいかないことも間々あることでしょう。ただいまの答弁でメリット、デメリット、どちらもあることが分かりました。ただ、私たちが願うことは、土地の活用がうまく進み、コストが低く抑えられ、行政サービスの拠点となる公共施設の維持管理の適正化ができることということ望みます。このことについても、地域住民に対して丁寧な説明をお願いしたいと思います。

次は、経費についてです。

以前の説明あるいは議会での答弁で、新ごみ処理施設の建設事業費については約35億円程度を想定していると。そして、この事業費には地盤改良や用地取得費は含まれていないと。ただ、処理単価につきましても、1トン当たり2万5,000円から2万8,000円を想定しているとお答えになっておりましたが、今町田副市長の答弁をお聞きしますと、諸般の事情、急激な社会情勢の変化によっていろいろ変わっているということで、このところ今後積算根拠を明確にしながら、建設費、運営費、ランニングコスト等のまた丁寧な説明をいただけたらと思っておりますので、よろしくお聞きいただけたらと思っております。

次は、再々問として、今後周辺自治会との交渉、市民への説明や情報公開をどのように進めていくのか、市長にお聞きいたします。

○議長（笠井一司君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） はばたき藤本議員の代表質問1問目、新ごみ処理施設についての再々問、今後周辺自治会との交渉、市民への説明や情報公開をどのように進めていくのかについて答弁させていただきます。

令和3年4月より、候補地周辺の7つの自治会の皆様方に対しましてご理解、ご協力をいただけますよう説明をさせていただき、施設の必要性については一定のご理解をいただけているものと認識をしているところでございます。

今後の交渉につきましては、6月の第2回市議会定例会におきまして、志政クラブ原田定信議員の代表質問で答弁させていただきましたとおり、7つの自治会から施設建設に係るご同意をいただきました段階で、周辺自治会の代表者の皆様で構成する地域協議会を設置させていただきまして、環境保全協定書などにつきまして交渉させていただきたいと考えております。

また、新ごみ処理施設は、市民の皆様の日常生活に最も密着した重要な施設でありますことから、事業の概要などにつきましてはホームページや広報紙などにより分かりやすく情報発信をしております。とりわけ施設の建設段階に至った際には、着実に建設が進む状況をきめ細かく市民の皆様と共有し、安定的にごみ処理が継続されることを実感していただくとともに、新ごみ処理施設で採用した燃料化方式の効果として、温室効果ガスの削減や資源の有効利用の状況を発信することで、循環型社会形成に向けた環境意識の醸成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 私の自治会も先日役員会を開いて共通理解を図りました。ごみ処理施設は必要不可欠の施設であることから、周辺住民としてしっかり受け止め、検証し、ごみ行政に協力していくという話をいたしました。

答弁でもありましたように、施設建設に係る同意、これができてから周辺自治会代表で構成する地域協議会を設置すると。これは前々から私たちも要望していたことでありまして、ぜひとも進めていただきたいと思います。そして、7つの自治会がしっかり意見共有、共通理解を深め、環境保全協定書の締結が進むように、さらに説明責任を尽くしていただきたいと思います。

一方、市民に対してはいまだ説明会は開かれておりませんし、情報公開につきましても、私以前より市長、不十分ですよとっております。

今、隣の吉野川市も新ごみ処理施設の建設運営について市民に対しての情報開示をし、昨年12月には一般市民に対して説明会を開いております。ホームページ等を見れば自由に見ることができますが、例えばこれなんですけども、（パネルを示す）これは新ごみ処理施設の鳥瞰図です。こういうものもいち早く公開しております。ぜひとも準備が整いましたら、組合のほうからも出していただくと市民も安心するかなと思います。

さらに、そのほか、情報公開のためのいろいろ資料も吉野川市は出しております。（資料を示す）施設整備の基本構想や運営事業に係る情報、ここでは運営期間を令和7年8月1日から令和23年3月31日とすること、それから事業者は川崎技研グループで約100億円で落札したと、そういった情報も今公開しております。

やっぱり情報公開といいますのは、出す側も受け取る側も、そしてそれに関係する議会関係者も、その内容を正しく知り、確認し、お互いがその内容について責任を持つという

ことではないかなと思います。そう意味で、やはり情報公開の持つ意味、重さいうのがあるかなと、そういう気がしております。

今の市長の答弁でもありました。新ごみ処理施設は、市民の日常生活に最も密接した重要な施設ということで、今後きめ細かく市民と情報共有したいという答弁をいただきました。ぜひともさらなる情報公開をお願いして、ごみ行政をみんなで考えて共に推進していくということで、足並みをそろえていただけたらと思います。

さて次は、若者の社会参加、自立、交流についてです。

少子・高齢化、人口減少で地域の存続が危ぶまれる中、若者に熱い視線が注がれております。次代を担う若者が社会人として、それぞれの場において自分の能力や個性を発揮する。また、組織や地域社会の中で責任を担い、役割を果たしていく。このような期待だけでなく、自分の人生目標を実現してほしい。自己実現に向かって自分らしく歩いてほしいというような希望も受けられております。

これに答えるべく、実際に活躍し存在感を発揮している若者もいれば、社会や家庭の様々な出来事の影響や多様な価値観の中で苦しみ、もがいている若者もいるようです。私たちは、若者の置かれている現実をしっかりと見詰め、何ができるかを考えて取り組む必要があります。

そこでまず、ニートやひきこもりなど、自立支援が必要な若者の実態と対応についてお尋ねます。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） はばたき藤本議員の代表質問の2問目、若者の社会参加、自立、交流についての1点目、ニートやひきこもりなど、自立支援が必要な若者の実態と対応についてご答弁させていただきます。

初めに、ニートとは、15歳から34歳の未婚で、就業せず、職業訓練、就学、家事や家業の手伝いもしていない者を指す造語であり、ひきこもりとは様々な要因の結果として、社会的参加を回避し、他社との交流を避け、通学や就労をしようとせず、6か月以上にわたっておおむね家庭でとどまっている状態像を指しています。

ニートにつきましては、総務省統計局によりますと、平成30年で53万人に上るとされ、10年前の平成21年と比べ10万人減少しております。

また、ひきこもりにつきましては、平成30年末の内閣府の発表によりますと、推計値では、40歳から64歳のひきこもりの人は61万3,000人に上るとされ、若年層で

ある15歳から39歳までの約54万人を上回り、改めてひきこもり本人とその家族の高齢化が進んでいることが明らかになっています。

さらに、県が令和元年度に行った調査では、県内のひきこもり該当者数550人のうち、本市の該当者数は28人となっております。

県では、ひきこもり本人の自立を促進し、本人及び家族の福祉の増進を図るため、ひきこもり地域支援センターきのぼりを開設し、ひきこもりに関する相談に応じており、令和3年度の来所相談、電話相談の件数は、県全体で延べ480件、うち阿波市におきましては延べ3件と聞いております。

加えて、本市におきましても、生活困窮者自立相談支援事業としてくらしサポートセンター阿波を設けており、配置した専門員に対して生活全般の不安や悩み事の相談が寄せられておりまして、令和4年8月現在の相談のうち、ニートに関するものと思われる相談が3件確認されております。

その対応につきましては、学校現場におきましては、不登校の児童・生徒に対しまして、教員が家庭訪問を行うだけでなく、状態に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを活用し、個々に支援を行うとともに、児童相談所や主任児童委員、子育て支援課、青少年育成センターなどの関係機関が連携を図り、学校や社会への復帰に向けた支援を行っています。

このように、様々な相談、協力体制を構築しているところでございますが、ニートやひきこもりの背景は個人ごとに異なりますことから、状態も様々で、それぞれの個人に合った支援に取り組んでいく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 2018年、令和元年度の調査で、阿波市ではひきこもり該当者数が28人、ニートも一定数いることが分かりました。いろいろな理由で働かず、働けず、家に引き籠もってしまう若者は、本人だけでなく、家族も悩み苦しんでいるに違いありません。

このような自立に困難を抱えた若者を支援するために、県ではひきこもり地域支援センターきのぼり、本市においてはくらしサポートセンター阿波などの各機関や民生委員の人たちが支援事業を行っていることが分かりました。今後、ネットでの支援体制の構築など、アクセスしやすい窓口を増やすことも必要ではないかなと考えます。

この無業やひきこもりの若者が自立に結びつかないと、結婚はおろか、たちまち生活苦に陥り、また家族にしてみたらこの先の生活はどうなっていくのだろうと不安の世代間連鎖につながります。家族のことは家族に任せ、なるべく介入しないという考えや自己責任論を強く主張する人もいますが、個人や家族ではどうすることもできない困難な状況もあると思います。社会総ぐるみで若者の自立支援を進めていく必要性を強く感じます。

次は、再問として、地域社会の未来を担う人材の育成について、さらに若者の交流、ネットワーク、つながりづくりについて市の取組をお尋ねします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） はばたき藤本議員の代表質問2問目、若者の社会参加、自立、交流についての再問として、幾つかのご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目の地域社会の未来を担う人材育成について答弁をさせていただきます。

本市では、阿波市総合戦略において、豊かな発想の取組を各地域で生み出していくために、学生をはじめとした市民の皆様を対象に、地域の課題解決や地域再生などについて学び、交流する機会を通じて、地域で活躍する人材育成を推進しているところでございます。具体的には、令和3年度から子どもたちを対象に、市内にある仕事や本市の魅力などについて学び、考える番組「アワクラシゴト」をケーブルテレビで放送しております。本年度は、阿波町に工場がある船場化成株式会社においてポリ袋の製造に関する講義と実際の仕事の様子を収録した番組を8月に放送いたしました。また、阿波高等学校が横断的、総合的な学習を行うことを通してよりよく課題を発見し、解決していくための資質、能力を育むため、総合的な探究の時間を実施しており、本市では市職員を学校に派遣し、市政に関する講演や生徒の質問に対する回答など、阿波市の魅力を再認識してもらう取組を行っております。

こうした未来の阿波市を担う子どもたちに向け、本市にある仕事、本市の魅力、地域課題等に関する実践的学習機会を提供する取組は、本市への関心や愛着を高め、定住促進及び地域の課題解決に取り組む人材の育成につながっているものと考えております。

次に、2点目の若者の交流、ネットワーク、つながりづくりについてでございますが、本市においても人口減少、少子・高齢化、情報化社会による若い人同士が対面で交流する場の減少により、地域コミュニティーの希薄化が懸念されているところでございます。

こうした中、阿波市勤労青少年ホームでは、若者が自主的、自発的に、硬式テニスやフ

ットサル、また陶芸教室や料理教室など、スポーツクラブや講座等を開催しており、若者の交流やネットワークづくりの取組を行っております。さらに、若者の新たな交流の場として、徳島県が開設するとくしまマリッジサポートセンター（マリッサとくしま）と本市が連携し、11月に婚活イベントを開催する予定としており、本市が主催することで参加者に安心感をお持ちいただき、初めての方にも参加しやすい環境づくりに努めているところでございます。今回、地元特産品の製造体験を取り入れた婚活イベントを開催することは、交流の機会を広げるとともに、本市の有する地域資源のPRや魅力発見につなげ、交流人口の増加や少子化問題の抑制にもつながっていくものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 人材育成の具体的な取組として、子どもを対象にケーブルテレビを使って仕事や本市の魅力などを学び、番組放送「アワクラシゴト」の例や、阿波高生を対象とした市職員による講演や出前授業の例を伝えていただきました。

ちょっとお隣の市の例で失礼なんですけど、お隣の美馬市では、社会のビジネスを紹介しながら、自ら考え創造する体感をするとともに、美馬市の地域課題に触れる場として、美馬市と株式会社マイナビが連携し未来創造アカデミーの講座を全10回開設しています。対象は高校生、大学生、社会人ということです。新しい気づきや学び、地域課題解決となる事業を生み出すことを狙いとしているということです。

私もちょっと問合せをしたら、市民でないといけないんですけども、担当者の計らいで後日オンラインで見てくださいということで、今見ております。大変参考になり、興味ある内容であります。若者の意欲を高め、地域活性化につながる気がいたしました。

次に、若者の交流、ネットワーク、つながりづくりですが、阿波市勤労者ネットワークでの交流の取組それからマリッサとくしまと連携した婚活イベントの例を挙げていただきました。これも少しあれなんですけども、最近仕事でのつながりづくりに新しい形態の場というのが生まれているようです。こういうふうな言い方をしています。（パネルを示す）コワーキングスペースというふうな言い方で今広がりつつあると。これは、いわゆる事務所スペース、会議室、打合せスペースなどを共有しながら、独立した仕事を行う共同ワークスタイルのことのようです、簡単に言いますと、大きな建物にいろんな仕事の人が入ってオープンスペースで情報交換あるいは商談と、いろんなことをしていくと。その運営になるキーマンがいて、それをうまくやっているという、そういうことらしいんですけ

ども、これはここには在宅勤務を行う専門職従業員や起業家、フリーランス、出張が多い職に就く者などが集まって才能ある他の分野の人たちと刺激し合って、情報交換や協働など様々な相乗効果が期待できる場であるということ、今全国各地にちょうど今オンライン等がすごく広がったり、サテライトも広がったりというふうな、事由に合わせながら拡散しているということで、非常に可能性を秘めたもののようです。一部阿波市あるいは隣の美馬市にも民間のコワーキングスペースが生まれているということで、今後公共施設の活用と絡めながら、デジタル時代の若者の働き方や生き方の多様性の確保や交流という視点で考えてみる価値もありそうだと思います。

最後に、今日は、若者の社会参加ということで問いました。人や社会とつながっているという実感、社会的承認欲求、組織に所属している存在感など、社会の一員としてその存在が認められ、自分の価値を見だし生きていると感じることはやっぱり若者にとっては非常に重要なのかなと思います。今後とも、若者の社会参加について問題提起を行って、共に協働していきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（笠井一司君） これではばたき藤本功男君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時45分 休憩

午後1時54分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番中野厚志君の一般質問を許可いたします。

12番中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 議席番号12番中野厚志、ただいまから一般質問を始めます。

今回は4つ、投票率について、校則、生徒心得について、農業、給食費について、旧統一教会についてでします。

最初に、投票率について質問します。

令和4年、阿波市に関して行われた選挙は、3月の市議会議員選挙と7月の参議院議員通常選挙です。阿波市議会議員選挙の投票率は、男性が9,029人の投票で61.26%、女性が9,815人の投票で61.1%、合計で1万8,844人の投票で61.22%でした。投票所は17か所です。阿波市は10小学校区ありますが、3小学校区は

投票所が校区に1か所ということになります。17投票所のうち投票率が65%を超えたのは4投票所、逆に投票率が60%未満は5投票所でした。

次に、過去の選挙の投票率を見ると、平成18年、合併してまだ1年目ですけども、その第1回の阿波市議選の投票率は83.65%、4年後の平成22年の第2回は77.47%、4年後の平成26年、第3回は68.66%、そしてその4年後の平成30年、第4回は65.74%、そして今回の第5回は61.22%でした。

市議会議員という身近な選挙と考えられるこの選挙でも、5人に3人しか投票に行っていないということです。7月10日の参議院議員通常選挙での比例の投票率の徳島県の平均は45.72%でした。ちなみに全国平均は52.05%。徳島県の45.72%は全国最下位です。ちなみに1位は山形県です。そして、阿波市は41.71%で、県内ワースト2位です。41%ということは、もう5人に2人しか選挙に行っていないということです。選挙権という大切な権利を行使しない人が多い。

そこで質問します。

市は選挙での投票率が低い原因についてどう考えているのか、お答えください。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 今回の選挙管理委員会に係るご質問に関しましては、阿波市選挙管理委員会委員長の承諾をいただいておりますので、本日は私のほうから答弁をさせていただきます。

それでは、中野議員の一般質問1問目、投票率について、阿波市の選挙での投票率が低い原因についてどう考えているかについて答弁をさせていただきます。

選挙は、私たち国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会であり、民主主義の根幹をなすものでございます。しかし、近年その投票率は全国的に低下しており、本市においても今年3月に執行されました阿波市議会議員一般選挙では61.22%で、前回の65.74%を下回るなど、投票率は合併以降毎回低下しております。

また、今年7月に執行されました参議院議員通常選挙の投票率は、全国で52.05%と、過去4番目の低さとなる中、徳島県の投票率は45.72%で、全国平均を大きく下回り、合同選挙区の影響を受けた前回に引き続き、全国最下位という結果となっております。

一方、本市の投票率は41.71%で、前回の38.59%と比較しますと改善はした

ものの、依然として低い状況が続いています。このような低い投票率の原因としましては、一般的には選挙の争点や選挙の時期、また投票日の天候や地元立候補者の有無など、様々な要因が総合的に影響すると言われておりますが、特に全国的に見られる若年層の政治離れや無党派層の増加など、政治に対する参加意識の低下が大きな要因として考えられており、本市においてもその要因が影響しているのではないかと考えているところでございます。こうした投票率の低下は、本市といたしましても非常に憂慮すべき事態であると危惧しており、国、県と連携しながら、選挙時だけでなく、日頃から様々な選挙啓発活動に取り組んでいるところでございます。今後におきましては、全国の投票率向上への先進的な取組事例なども参考にしながら、市民の政治や選挙に対する関心を高めるとともに、投票しやすい環境づくりに努めるなど、投票率の向上に向けしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 確かに若年層の政治離れ、参加意識の低下が大きな要因と思われまます。しかし、ここで若年層の政治離れというのがなぜ起きるのか、そういうことも考える必要があるというふうに言われてます。年配の金持ちだけが勝手なことをやっている、若者には低賃金、非正規採用ということで仕事をさせている、夢が持てない、そういうような状況があるということを指摘する人もたくさんいます。

選挙権というのは、歴史的に見て、運動によって勝ち取ってきたものです。とても大切な権利なんですけど、そういう意識が若者にはないかもしれません。市議会議員選挙にしても、第1回の83%はまだ身近に感じておられたんでしょうか。16年が経過して20%以上も下がっている。市政に対する政治離れも進んでいると言えるのでしょうか。3万人の有権者に対する高齢者の割合が増えています。しかし、60代、70代の高齢者の投票率は非常に高い。しかし、その中でも投票へ行く足がない、投票日が日曜日なので家族が連れていける、しかしそれを遠慮する高齢者もいる。また、期日前投票所が1か所しかないからだという人もいます。だったら、デマンドを使ったら、移動式投票所を設置してほしいなど、市民からいろいろな声が聞こえてきます。

そこで質問します。

市は投票率を上げる工夫や方策を何か考えているのでしょうか、お答えください。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 中野議員の一般質問1問目、投票率についての再問、市は投票率を上げる方策を考えているのかについて答弁をさせていただきます。

本市では、投票率の向上に向けた取組としまして、広報紙、阿波市ホームページ、ACNの文字放送、音声告知機など、様々な媒体を活用した周知啓発や、コロナ禍では実施を見合わせておりますが、市内ショッピングセンターなどで投票参加を呼びかける街頭啓発活動などを実施しております。

また、本年7月の参議院議員通常選挙では、新たな取組といたしまして、阿波市公式LINEを活用した周知啓発や、市内小・中学校の児童・生徒を対象に、親子連れ投票チラシを作成、配布し、選挙や政治への関心を持ってもらうと同時に、保護者に対する投票の呼びかけも行ったところでございます。

また、安心して投票所に足を運んでもらえるよう、性的少数者LGBTQの方への配慮として、投票所入場券の性別表記を廃止したことや、昨今のコロナ禍においては感染防止対策を徹底し、その対策を周知するなど、誰もが投票しやすい環境づくりに努めてきたところでございます。

さらに、全国的に投票率が低い若年層への選挙啓発や主権者教育への取組は大変重要であることから、毎年阿波高等学校と阿波西高等学校において、新しく選挙権を得る高校2年生を対象といたしまして、模擬投票や模擬開票などを体験する選挙スクールを開催しているところでございます。

そのほかにも、小・中学校を通して明るい選挙啓発ポスターの作品募集や、成人式における新成人向けリーフレットの配布、選挙時には18歳、19歳の市内有権者を対象に、投票所入場券に加え、選挙啓発用はがきを送付するなど、投票参加の呼びかけも行っております。

今後におきましても、若年層をはじめ、有権者一人一人が政治や選挙に関心を持ち、主権者として一票の権利を大切に行使していただくよう、引き続き啓発活動や主権者教育を推進するなど、投票率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁いただきました。主権者教育や、啓発活動がとても大事だということが分かりました。

この中に、親子連れ投票チラシということがありました。せんだって林小学校のほうで

主権者教育出前講座がありまして、その中の授業の中で児童に講師が、選挙に行くときに子どもを連れていってもいいですか、よくないですかという質問がありました。私自身もよく知らなかったんですが、子どもを連れていっていいということで、小さいうちからやはりそういう親が選挙をやっている、投票に行ってる姿を見せるということも非常に大事だということを訴えてました。

2017年の衆議院選挙で、徳島県内の10歳代の投票率は全国最低の31.59%でした。テレビのニュース番組が実施した世論調査で、衆議院選挙に10歳代で必ず投票に行くと回答したのは僅か20%、20代で23%でした。他の年齢層よりも極めて低い率です。一方、ドイツの若者の投票率は70%近くあり、ほかの年代と大差はありません。この違いはどこにあるのでしょうか。その考察については、次の質問の中でまた述べたいと思います。

以上で1番の投票率についての質問を終わります。

2番目、校則、生徒心得について。

8月27日の徳島新聞に掲載された記事ですが、文部科学省の有識者会議では児童・生徒の生活面の注意点や問題行動への対処を示した教員用手引書、生徒指導提要の改訂版をまとめました。ブラック校則とも呼ばれる不合理な校則の是正に向け、子どもの意見を反映し、必要性が説明できないのなら検証して見直すことを求めるのが柱です。2010年に作成した現行版の初改訂となり、近く同書をホームページで公開します。

従来は、いじめや非行など問題行動への対応に主軸を置いてましたが、児童・生徒の主体性を生かす指導を重視した内容に転換する。日本が子どもの権利条約を批准していると明示して、児童・生徒の基本的な人権に配慮し一人一人を大切にされた教育の大切さを説いています。現行版では、制服の着用、パーマ、脱色、化粧などに関する校則があると例示しましたが、お墨つきを与える印象を避けるために手引書から事例を全て削除、本当に必要なものか絶えず見直し、不必要に行動が制限される児童・生徒がいないか検証することが重要と訴え、子どもや保護者などの意見を聞くことが望ましいとしたというふうに考え方を改めて報じています。

そこで質問します。

市内の小・中学校では、過去に校則や生徒心得についてアンケート等、子どもや保護者の意見を聞いたり、また校則見直しの取組はあったのか、答弁ください。

○議長（笠井一司君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 中野議員の一般質問の2問目、校則、生徒心得についての1点目、市内の小・中学校では過去に校則や生徒心得について子どもや保護者の意見を聞いたり、また校則の見直しの取組はあったのかについて答弁させていただきます。

市内小・中学校では、毎年教育活動や学校運営に関して広く意見を聞くために、保護者や子どもたち、教職員に学校教育アンケートを実施しております。このアンケートを通して学校評価を行うとともに、保護者や子どもたちの意見、要望を把握しております。校則や生徒心得だけに特化したアンケートを実施している学校はありませんが、この学校教育アンケートの中に校則や生徒心得に関する項目、服装や髪型等を入れて調査して把握している学校もあります。そのほか、PTA役員会や保護者から直接ご意見をいただくこともあります。

校則の見直しについては、子どもたちや保護者の意見を聞いたり、新聞やニュース等で話題になったりしたものを人権的視点で検討し、各校の実情に合わせ見直しを行った学校もあります。

最近の事例といたしましては、ジェンダー平等の視点から、制服ではスカートとズボンのどちらを使用してもよいという校則の見直しを行った学校が増えております。上靴などの色を同じ色にしたり自由にしたりする学校もあり、多様性を認めた柔軟な校則に変わってきております。また、中学校では、生徒会が中心となって意見を出し合い、学校の課題や校則を考えた学校もあります。

学校における校則は、各学校においてそれぞれの教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内で定めるものであり、その内容は学校を取り巻く社会環境や児童・生徒の状況の変化に応じて絶えず積極的に見直される必要があるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁いただきました。

市内のある中学校の頭髪指導についての共通理解というのを私は見ました。生徒会規約として頭髪に関する約束事が、中学生らしい自然で清潔な髪型など6項目ほど書かれています。そして、附則として、この規約は平成何年何月何日から発効し、毎年見直しをする、〇〇中学校生徒一同と。そして、その上に上記の規則にのっとって、中学生らしい自然で清潔な髪型とは何かを生徒に考えさせ自己決定させていくとあります。校則見直しの取組も行われていると感じました。

しかし、中学校の見直しの取組は、文面はすごく自主性を尊重してるかのように取れますが、流れとしては教師主導の感が否めません。これは、どうしても中学校というのは高校への進学というのが非常に大きな目的になっております。高校へ進学するためにはというところで、多少教師主導になるところもあるかもしれません。しかし、それなりに一応生徒の間で考えて見直しをやってるということは分かりました。

やはり7月6日に徳島新聞に掲載された穴吹中学校の取組、生徒自身が話し合いの方法を工夫し、学校が今後どうあるべきかを自主的に考えていく、校長先生も、学校が勝手に変えるより、仲間同士で変えたほうが意味がある、みんなで決めるプロセスを共有できると、快適な学校生活に向けて生徒主導で見直していこうという姿勢が主権者教育にもつながっているのではと。

そこで質問します。

本市の主権者教育の現状はどんなものでしょうか、お答えください。

○議長（笠井一司君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 中野議員の一般質問の2問目、校則、生徒心得についての再問、本市の主権者教育の現状はについて答弁させていただきます。

主権者教育とは、政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、社会を生き抜く力や地域の課題に対して主体的に解決していこうとする力を身につけさせることが目的となっております。各学校では、社会科や公民科のみならず、家庭科、道徳、特別活動や総合的な学習の時間等を中心に、社会の構成員の一員として主体的に担う力を見つけるようにしております。小学校においては、6年生の社会科で憲法や政治について学習をしております。5年生の家庭科では、身近な消費生活と環境、買物の仕方など、社会の一員として生きる素地を身につけております。中学校においては、社会科の歴史的分野や公民的分野の授業で民主主義や選挙制度等について学習しております。そのほか、中学校の生徒会役員選挙では、選挙管理委員会が中心となり、選挙制度に基づいて投票を行い、生徒会役員を決めている学校もあります。さらに、小・中学校では、税務署の職員やゲストティーチャーを招き租税教室を開催し、税に関する興味とともに、税の意義や役割を正しく理解する学習を行っております。このように、様々な学習を通して社会の仕組みを知り、地域や社会の課題に興味、関心を持ち、社会の一員として主体的に関わっていこうとする力を育成しております。

このような学びを進める上で、特に大切にしたいことは、子ども同士で話し合う機会を

設けたり、考えを深め合う学習を行ったりすることです。自ら考え、判断し、行動する力を育成するこの学びの積み重ねが、社会の形成者として必要な能力や資質を育み、主権者意識を持たせることにつながると考えております。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁いただきました。

先ほども言いましたように、おととい林小学校の6年生の教室へ14時から15時の間、主権者教育出前講座の総合的な学習時間の授業を参観させていただきました。講師の先生は実際にアルミでできた投票箱を持ってきて、そして投票用紙も選挙スクールという投票用紙を作って子どもたちに配り、そして講師の先生と担任の先生が市長に立候補する、それぞれ自分の抱負を述べてくださいという言ってもらって、子どもたちは名前を書いて投票しました。そして、投票箱を触ったり、持ち上げたり、それから一番最初に投票に来た人は投票箱の中を見ることができますか、どうですかという質問もしていました。一番最初に投票に来た人は、投票箱の中がちゃんと空っぽかどうかそれを見る資格があると、そういうことも教わりました。非常によかったです。子どもたちもすごく生き生きといろんな発言をして大変よかったですと思っています。また、ぜひそういう出前講座とか、いろんな人が学校にゲストティーチャーとして行くのはとてもいいと思います。

私自身、現役のときは中学校の社会科の教師だったんですが、あるとき市役所の職員の方が、あのときは市だったか、町だったか、租税教室ということで税金の話をしてくれました。ふだんの授業と違っていろんな角度からのことを言ってくれて、本当に子どもたちは新鮮な気持ちで聞いてくれたっていう、そういうことを覚えています。

先ほどの続きで、ドイツの若者の投票率はなぜ高いか。日本とドイツの若者の違いは教育現場にあると言われていています。日本の多くの学校では、大体昔は学校が一方向的に決めた校則なので、様々な事柄について子どもが関わることはなく決められていたと思います。また教員自身もそんな自由に発言するとかということではなく、社会問題について発言しないことをよしとする風習もあったように思います。教師自身が主権者として権利を行使できていなければ、その教員に教えられている子どもたちも主権者として育つことが難しいのではないかと思います。ドイツでは、小学校においても募金活動で得たお金をどこに寄附するかは子どもたちが決めます。小学校においてデモの手順を学習します。15歳になれば、生徒たちが各党の候補者を呼んで討論し、模擬投票をします。教員は多様な意

見を示し、各生徒の意見を尊重します。他方で、教員自身の個人的な見解を述べることができます。こうしたことが高投票率を生み出していると言えます。政治的な見解を避けるのをよしとする日本の学校とは大違いです。

しかし、日本でもすばらしい実践はあります。先ほど言いました投票率トップの山形県。今日の徳島新聞で、秋田県との県境に近い遊佐町の実践が載っておりました。15歳から22歳ぐらいの若者で、実際にそのメンバーで町長に立候補し、選挙をする。何人かは町議会議員になって立候補し、そしてその年代が投票する。そして、その選ばれた町長と議員が公民館等の中で実際に議会を開き、そしていろんな意見を言う。そういうふうなことを地域の教育委員会とかそういう社会組織がずっとやってきました。そういう地道な努力があって、山形県は投票率が高いというふうに言われています。政治、社会問題に沈黙することなく、そうやって知識を持ち語ることができることは、主権者を育てる民主教育を進める上で一番大切なことだと考えます。

以上で2番目の質問を終わります。

3番目の農業、給食について。

その1番、小・中学校の給食費の無償化。

私も子ども3人いましたけども、子ども3人が小・中学校へ通っている家庭では、1か月の給食費が1万5,000円を超えます。この給食費の負担をどう考えるかです。子育てするなら阿波市というキャッチフレーズがあります。子育て支援の観点からすると、必要な取組と言えます。

群馬県で最初に給食費の無償化を実現した自治体は、少子・高齢化に悩む過疎の地域であり、人口減少に歯止めをかけようと子育て支援の施策として打ち出したそうです。徳島県で言えば神山町がそうですねと感じます。

そこで質問します。

阿波市の場合、小・中学校の給食費の無償化についてどう考えているのか、お答えください。

○議長（笠井一司君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 中野議員の3問目、農業、給食についての1点目、小学校、中学校の給食費の無償化をについて答弁させていただきます。

現在、学校給食の実施に必要な経費の負担につきましては、学校給食法第11条及び同法施行令第2条に規定されており、学校給食の実施に必要な施設整備費、修繕費、学校給

食に従事する職員の人件費は、義務教育諸学校の設置者の負担とし、それ以外の経費は保護者負担とされております。このことから、本市においては、食材費のみ保護者の皆様方にご負担していただいております。1食当たり小学校が277円、中学校が301円で提供しております。

また、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢などの影響により物価高騰が長引く中、給食の食材調達にも影響力が及んでおります。そこで、保護者の皆様方のご負担を増やすことなく、これまでどおり阿波市産の食材を積極的に活用し、栄養バランスが整い質の高い給食を提供するために、食材調達に係る経費を支援する予算を今定例会に提案させていただきます。

議員ご質問の給食費の無償化につきましては、学校給食法において一定の保護者負担が明確化されていることを勘案しますと、現時点では給食費を直ちに無償化することは難しいと考えます。

一方で、給食費の無償化につきましては、少子化問題の克服に向け、子育て視点の観点から検討すべき課題であると認識しており、全国市長会を通じ国へ提言も行っているところでございます。引き続き、効果的な子育て支援施策を検討する上で議論を深めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁いただきました。

全国市長会を通じて国への提言も行っているというところがすばらしいと思います。国に対してそういう意見をどんどん言ってほしいと思います。

徳島県でも、神山町と三好市中学校は給食無償化になっておりますので、義務教育の無償性はなぜ必要かという論点で意見を言います。

子どもの教育を受ける権利を保障するためには、学校でこそ子どもの衣食住が満たされなければなりません。公教育の無償性の実現は、目的ではなく、子どもの教育を受ける権利を保障するための手段であり、子どもたちが当たり前の学校生活を安心して送ることができる環境をつくることが必要であり、憲法の原則に照らして給食費を無償にすべきだと考えます。

全国で無償化に踏み切る人口が割と少ない自治体が増える中、県庁所在地の青森市が小・中学校の給食無償化方針を表明しました。市によると、無償化に必要な予算は年間約

10億円になるそうです。本年度分は全額国からの新型コロナ臨時交付金で賄い、来年度以降も財源を確保し、無償化を続ける方針を出しています。学校給食費の無償化を実現するためには、自治体の大小にかかわらず、自治体予算の1%程度の財源が必要です。

青森市というのが出ましたので、徳島市の財源を見てみると、徳島市の令和4年度の予算は1,063億円です。ちょうど1%に当たるのが10億円で、青森市とよく似ています。阿波市であれば2億円、1億4,000万円か5,000万円で賄えると聞いています。家庭で例えれば、月20万円の収入から2,000円を出す程度です。これは、私自身は、お金の問題ではなく、やる気の問題ではないかと考えております。子育てするなら阿波市の垂れ幕まで出しておりますので、よろしくお願ひします。

次に行きます。

学校給食での特別栽培米の活用について。

食こそ命と言いますが、日本の政治は食料をあまり大切に扱っていないのではないかと思います。と申しますのは、第1に日本の食料自給率が37%と、先進国では最も低い水準に甘んじていることがあります。2つ目に、食べ物の安全に対する意識が日本人はヨーロッパ等に比べて非常に弱いのではないかと思います。農薬というものが人体に与える影響は、例えば自閉症ADHD、注意欠陥多動性障害などの発達障害はネオニコチノイド系農薬の影響が強くうたわれています。また、発がん性のあるグリホサートが基準以下とはいえ、輸入小麦を使ったパンや菓子から検出されるなどの問題点もございます。輸入農産物に含有されている農薬に対する規制の基準値も非常に甘いのではないかと思います。このような食の安全の観点から考えてみる場合、学校給食の有機化は当然のことながらこれからの大きな流れになってくると思われれます。その入り口に当たる特別栽培米の活用についてお聞きします。

学校給食での特別栽培米の活用についてのお考えをお聞かせください。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） 中野議員の一般質問3問目、農業、給食についての再問、学校給食での特別栽培米の活用について答弁させていただきます。

現在、学校給食で使用しておりますお米につきましては、阿波市産あきさかりを100%使用しており、令和3年度の使用量は約25.3トンとなっております。

議員ご質問の特別栽培米であります。農林水産省の特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに明記されているお米であり、その農産物が各地域の慣行的に行われている農薬、

肥料の使用状況に比べ化学合成農薬の使用回数が50%以下及び化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培された農産物のことでもあります。

特別栽培米についてJAに確認したところ、阿波市内の特別栽培米として米作りを行っている農家戸数は3戸ほどであり、現状としましては学校給食への特別栽培米の取り入れについては、安定した供給量や学校給食としての購入可能な価格などの観点から、現段階においては課題があると認識しております。

一方で、それらの課題解決が図られた場合においては、学校給食への取り入れについて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 課題解決ができれば、導入に前向きに取り組んでいきたいという積極的な答弁だったと受け取りました。どうかよろしくお願いします。

次の米価下落対策についてに移ります。

現在、農家を取り巻く状況は本当に厳しく、阿波市でも農家の戸数が減少し続けているのがその証明です。やめるか続けるか、決断しなければならないような状況だ、農家からはこんな悲鳴が上がっています。

コシヒカリ1等米30キログラムの買取り価格、おとし、令和2年度が6,600円、昨年、令和3年度が5,300円でマイナス1,300円、今年は5,600円で300円ほど上がりました。あきさかり1等米30キログラム、令和2年度は6,300円、令和3年度は1,800円下がって4,500円、令和4年度の今年は350円上がって4,850円です。令和2年度から考えて、3年連続の米価暴落と言えます。この状況を見て、市は米価下落対策についてどのように考えているのか、お答えください。

○議長（笠井一司君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 中野議員の一般質問の3問目、農業、給食についての再々問、米価下落対策について答弁をさせていただきます。

令和3年産、主食用米の買取り価格が近年にない低価格となったため、米を生産する農業者の皆様の経営状況が非常に厳しい状態となっておりますことについては、本市としましても大変憂慮しているところでございます。

主食用米の需要については、消費者のライフスタイルの変化といった構造的な変化による若者の米離れやコロナ禍での外食不振のあおりを受け需要が低迷しており、1人当たり

の米消費量は昭和37年の118キログラムをピークに、令和2年では50.7キログラムまで落ち込んでいるところです。令和4年産米の買取り価格については、県内の状況を確認しましたところ、昨年と比較しますと、議員もおっしゃられておりましたけれども、多少の上積みがあるのではないかと見込んでおりますが、このまま主食用米の買取り価格が低水準で進みますと、米作りの魅力が薄れ、新規就農者も増えず、耕作放棄地が増加、その結果地方衰退が加速してしまう懸念があります。この状況を食い止めるためには、米の消費拡大、適正価格の維持が非常に重要になるものと認識しております。

このような状況の中、国においても、米粉の活用などの米の需要拡大に向けた約52億円の新規事業を含む予算について、令和5年度概算要求として盛り込んでいるところです。

一方で、現状において米価が下落し経営が厳しくなっている農家に対しまして、本市といたしましてはその支援が必要と考えており、引き続き高収益作物である野菜等への作物転換や飼料用米等の生産拡大、また米価下落のセーフティーネット対策である米の収入保険制度への加入も推進してまいります。

さらに、本市では、基幹産業である農業を力強く支えていくことを目的に、個人1経営体に5万円、法人1経営体に10万円を給付する阿波市がんばる農業者応援給付金事業を9月より実施しております。総事業費約1億3,000万円の大規模な支援策であり、コロナ禍における厳しい経営状況に直面する農業者を応援し、本市農業の持続的な発展を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 今の状況を大変憂慮している、米作りの魅力が薄れ、耕作放棄地の増加は地方衰退の加速になる。米の収入保険制度への加入、阿波市がんばる農業者応援給付金事業を9月から実施すること、そういう支援策をしっかりとやっていきたいと思えます。

60キロのお米を収穫するための生産費は約1万5,000円です。30キロ7,500円で買い取られて、やっとなんとんです。どう見たって大赤字です。生産費の60%が肥料や燃料や農薬などの物材費ですが、評価額が下がれば物材費も賄えない、食料自給率37%、飼料自給率12%という現状が日本の食料基盤をもろくしています。農家は世界的な食糧危機の中、日本農業を潰すにはいかない、今が頑張りどきと努力しています。水

田活用交付金の削減は中止してほしい、肥料、飼料の高騰への差額補填をしてほしい、価格保障、所得保障によって安心して農業が続けられる政治、食料自給率を引き上げる政治に切り替えることが求められていると思います。よろしくお願いします。

それでは、最後の4番目、旧統一教会についての質問に移ります。

参議院議員通常選挙中に起きた安倍晋三元首相の襲撃事件で明るみになった旧統一教会の存在、自民党との癒着、安倍晋三元首相が一番旧統一教会との癒着が密だったのでしょうか、そして先祖や家族を思う心に付け込む霊感商法、一月で財産をなくしてしまう家族、全国の消費生活センターなどに寄せられる霊感商法などの相談は、年間で1,200件から1,500件に上ると言われます。この反社会的カルト集団の関連団体の行事と知らずにとということもあるかもしれませんが、知事や鳴門市長も出席していました。市長は、旧統一教会との関係や接点はないと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（笠井一司君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 中野議員の一般質問の4問目、旧統一教会について、市長は旧統一教会との関係や接点はないと思うが、考えをお聞きしたいとのご質問に答弁させていただきます。

旧統一教会と政治家の関係が様々な形で今指摘、報道されてるところでございますけども、私自身旧統一教会並びに関連団体との関係や接点はなく、旧統一教会主催の行事の出席や、平成29年と昨年の2回市長選挙に立候補させていただきましたけども、選挙協力を受けたことなど一切ございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 以前、徳島新聞にも市長はお言葉を述べております。ある程度距離をちゃんと保つというか、そういうことで関係はないと思っておりました。ありがとうございました。

この件について2点述べます。

1つ目は、9月6日の徳島新聞の社説の見出しに、宗教2世問題、信仰しない自由の尊重をとという記事があります。そして、書き出しに、親の信仰で子どもの人生がゆがめられ、将来の夢を描くこともできない、まさに児童虐待ではないかと、旧統一教会の宗教2世から悲痛な声上がるのは信仰の否定を親が許さないためだ。親と絶縁し、10代で経済的自立を強いられる人も多い。政府は旧一教会による被害を救済する目的で関係省庁連

絡会議を設けました。本市にはそういう宗教2世は存在しないのか、また調査いただき、救済の手を差し伸べていただきたいと思います。

9月4日のNHKの日曜討論の中で、自民党の幹事長は、反省しなきゃならない、今後は、一切の関係を持たない、自民党とは関係ないと発言しました。他の議員から、統一教会との関係で頂点にいた安倍晋三元首相について、なぜ調査をしないのか、それが真剣に反省しているかどうかの試金石だと。日本代表する閣僚の皆さん、国民は納得のいく調査と説明を求めています。どうかよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（笠井一司君） これで12番中野厚志君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時54分 休憩

午後3時05分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番樫原浩二君の一般質問を許可いたします。

2番樫原浩二君。

○2番（樫原浩二君） よろしく願いいたします。樫原浩二でございます。

今回、父の遺志を引き継ぎ、市民と行政とのパイプ役、市民の声を行政へと訴えてまいりますので、理事者の皆様、どうかよろしく願いいたします。

今回、初めての一般質問でございます。このような機会を与えてくださった市民の皆様方の期待に応えられるよう頑張っております。初めての一般質問でございますので、議長、失礼がありましたら、ご指導よろしく願いいたします。

それでは、今回通告していましたが3つの質問をさせていただきます。

まず、少子化対策であります。その中でも、出産祝金の増額ができないのかということでもあります。

阿波市合併時には4万3,000人余りの方がおられました。今現在3万5,000人余りとなり、合併時から8,000人の減少で、阿波市の活力が著しく減少しております。合併時には土成町が約8,600人、吉野町が約8,700人、合併から今日まで1つの町がなくなったのと同じことです。

現在、赤ちゃんが生まれたときに市のほうから祝い金を出すということなんですが、令

和2年4月に大減額になり、それまで、第1子目3万円、第2子目5万円、第3子目10万円、第4子目以降20万円だったのが、一律3万円の大減額になっております。ちなみに出生数を見ても、阿波市合併時には260人から270人が年間に生まれていたんですが、令和3年には135人まで大激減しており、半分になっております。

ほかの市町村はどのような少子化対策をしているのかと思い、7月4日に鳴門市、吉野川市、7月11日に徳島市、阿南市、7月25日に美馬市、東かがわ市と視察に行ってきました。これは、吉野川市の市議会議員とご一緒にご同行させていただきました。

私が今回視察の勉強で一番感じたことなんですが、鳴門市と東かがわ市は、赤ちゃんが生まれたら一律10万円をお祝い金として出すということでした。鳴門市は、令和2年からコロナ交付金を使って始めたとのことですが、現在は市の単独予算で行っているということでした。この10万円の祝い金は、非常に評判がよく、鳴門市の職員さんが今後も続けていくとおっしゃっていました。

また、阿波市の北隣の東かがわ市は、阿波市とよく似ているんですが、令和2年までは1人目3万円、2人目5万円、3人目10万円だったのですが、全過疎地域に指定され、市長の施策の方針で令和3年から一律10万円に引き上げております。阿波市は一律3万円に引き下げています。市場町も過疎地域に指定されました。令和2年以前の祝い金に戻すか、一律10万円の祝い金にさせていただけないでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 樫原浩二議員の一般質問の1問目、少子化対策についての出産祝金の増額はできないかのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、本市の出産祝金制度につきましては、新生児の父または母へ新生児1人につき3万円を支給しており、その支給実績としましては、令和2年度に520万円を、令和3年度には402万円を支給しております。

本市では、子育てするなら阿波市をキャッチフレーズに、結婚、妊娠、出産、育児、教育に至る切れ目のない支援を提供することにより、少子化対策を推進しております。その中で、主な事業としましては、出産祝金のほか、小・中学校入学祝金や義務教育修了祝金の支給をはじめ、高校卒業までの医療費無償化、病児・病後児保育事業など、他の市町村に先駆け子育て世帯への負担軽減に積極的に取り組んでおります。また、市内全ての認定こども園整備の完了、放課後児童クラブの年次的施設整備や学校、教育施設の充実、子ど

も子育て支援条例である阿波っ子条例の制定など、ソフトとハードの両面から子育て支援施策の推進を図っているところでございます。

議員ご提案の出産祝金の増額についてでございますが、今後子育て支援を総合的に展開していく中で研究をしてみたいと考えております。引き続き、子育てするなら阿波市のキャッチフレーズの下、関係部局と連携をし、より一層安心して出産し、子育てできる環境をつくってまいります。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 榎原浩二君。

○2番（榎原浩二君） ありがとうございます。

先ほどの答弁の中で、他の市町村に先駆け子育て世帯への負担軽減に積極的に取り組んでいるとのことで、安心しました。しかし、祝い金の増額に関しては、研究という言葉になり、非常に落胆をしていますが、この件に関してはまた調査研究、視察をして再度質問させていただきます。

子育てするなら阿波市と市役所入り口に出されていますが、それに加えて赤ちゃんを産むなら阿波市となるよう強く要望いたします。

それでは、次の質問に移ります。

次は、市長の弔電の内製化についてであります。

今現在、市長の弔電は外部、郵便局です、ファクスで送っておりますが、個人情報でもありますし、ファクスで送ることで誤って違うところに送ってしまうということがないとは言えないと思うんです。それと、年間20万円から25万円の削減にもなりますし、対岸の吉野川市は、去年から阿南市も外部委託するのをやめて自分たちでコピーを取って渡しているということです。そうすることにより、誤送信もなくなり、職員の負担も少なくなるといったいい効果が出ると思います。吉野川市も阿南市も先行して始めていますので、阿波市もいいところは取り入れて実行していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 榎原浩二議員の一般質問2問目、市長弔電について。

現在市長弔電については外部に委託しているが、内製化してはどうかとのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、本市では市長からの弔電につきましては、死亡届を受領する際、ご遺族が希望さ

れた場合レタックスによるお悔やみ電報をファクシミリで依頼し、告別式当日にお届けしております。県内7市では、市長弔電を本市と同様にレタックスによるお悔やみ電報で送付している場合や、電報を廃止し、議員ご提案の内製化として、代わりに自治体で作成した弔文を死亡届受理の際お渡ししているなど、各市において対応は様々でございます。市長弔電の内製化の取組は、経費削減などにもつながることから、他の自治体の運用状況を十分に調査し、内製化に向けた検討をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 榎原浩二君。

○2番（榎原浩二君） ご答弁ありがとうございます。

削減できるところは削減していただいて、できるだけ早めの取組をしていただきたいとの思いであります。よろしくお願いいたします。

では、最後の質問に移ります。

阿波市ががんばる農業者応援給付金事業の概要についてお聞かせください。

○議長（笠井一司君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 榎原浩二議員の一般質問の3問目、農業振興についての1点目、阿波市ががんばる農業者応援給付金事業の概要について答弁をさせていただきます。

令和3年半ばから、穀物需要の増加や原油、天然ガスの価格の上昇等に加え、さらに令和3年10月以降、肥料原料輸出国である中国が輸出検査を厳格化、併せてロシアによるウクライナ侵略等の影響で化学肥料原料の国際価格が大幅に上昇しています。

J A全農によりますと、この肥料原料の高騰により、本年6月から10月に国内で供給する秋肥の価格が過去に経験したことない大きな値上げになると発表しており、J A全農以外の肥料供給業者も相次ぎ値上げする動きが出ていることから、農業経営に大きなダメージを与えるものと憂慮しております。

この肥料価格高騰に対しまして、国、県は生産現場への支援策の実施を発表しており、今後近いうちに農業者の皆様へ具体的な情報提供が行えるものと認識しております。

このような状況の中、本市では基幹産業である農業を強く支援するため、そして厳しい経営環境に直面している農業者を応援し、事業活動の維持、継続につなげていただくことを目的に、本市独自の施策として阿波市ががんばる農業者応援給付金事業を実施いたします。

事業の対象者といたしましては、まず1点目として、令和4年7月1日時点で阿波市に住民票または主たる事業所を有すること、次に2点目として、令和3年分の農業での販売収入があり、確定申告または住民税申告を行っていること、最後に3点目として、今後も農業経営を継続する意思があることなどの条件を全て満たす個人の農業経営者または農業法人等を対象としています。

給付金額といたしましては、個人1経営体当たり5万円、法人1経営体当たり10万円とさせていただきます。

申請期間は、令和4年9月1日から10月31日までの2か月間としており、提出された申請書類の確認作業が完了した方から給付金の支払いを行う予定としており、11月末を目標に、申請された全ての農業者の方に給付が完了するよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 樫原浩二君。

○2番（樫原浩二君） ありがとうございます。

これ8月1日の発行の広報があるんですが、このときに、先ほどおっしゃった1番の阿波市に住民票がある方と、それと2番が令和3年度の売上げがあるということと、それと現在も農業をやっており、今後も継続意思があるということと、これ例外として、認定新規就農者の方は頂けるっちゃうことを書いとんですけど、今度9月1日の分に関したら、認定を受けなくても頂けるとは書いとんですけど、新規就農、これ頂けるじゃなしに、詳しくは農業振興まで問合せしてくださいと書いとんです。これ1か月単位でずれよんで、これ8月1日の広報を見とったら、今年から始めた新規就農者には支給されないと取れますが、支給対象にはこれならんのでしょうかね。8月1日に見たこの人は、これ9月、もう一緒のようなんが載ってますんで、これやったら、多分見んと思います、これ。8月1日に見た人は、もうどうせあかんわと思うて見んと思います、これ。だけん、これは取りあえずは、今年から始めた新規就農者には支給されるんでしょうか、どなんでしょう。

○議長（笠井一司君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 樫原浩二議員の一般質問の3問目、農業振興についての再問、令和4年1月以降の新規就農者は対象となるのかについて答弁をさせていただきます。

阿波市ががんばる農業者応援給付金は、コロナ禍における物価高騰等のお困りの農業経営

者の皆様を幅広く、そして速やかに支援することを目的としております。阿波市がんばる農業者応援給付金の対象者については、先ほど答弁させていただいておりますが、それに加えて、議員ご質問の令和4年1月以降の新規就農者の方を含め、令和3年以降の新規就農者で農業での収入がある方は給付金の対象となります。その際には、農業での収入があることを証明する書類として、出荷伝票もしくは販売伝票を提出していただくことが必要となります。阿波市がんばる農業者応援給付金については、広報あわや阿波市ホームページ、パンフレットなどにおきまして農業者の皆様にご案内をさせていただいております。農業者の皆様がこの給付金を有効に活用していただくことで、本市の基幹産業である農業がさらに活性化し、新規就農者の拡大につながるよう事業推進を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 榎原浩二君。

○2番（榎原浩二君） ありがとうございます。

ということは、広報8月号では、令和3年分の売上げがなかったら支給できないと。ただし、認定新規就農者は要件を満たせば対象になるといったことでしたが、今年から始めた認定申請していない新規就農者も支給していただけるようになり、本当にありがとうございます。8月の広報だけを見た人は、給付対象者なのに知らないままに申請期間が終わってしまうかもしれません。市のほうで、周知徹底を行っていただきたいと思います。

ここに、JAあわ市から頂いた資料があるんですが、阿波市の特産品、ブロッコリー、白菜、キャベツなどは、8月に植える分、ほんで9月の中旬に植える分——定植と言いますが——野菜はこれ9月の頭から10月の末までの申請期間なんですが、JAあわ市のほうにお聞きしますと、ほぼほぼ出荷できないと、その期間には、ほぼ11月、12月になってしまうということをお聞きしました。

あとこの申請期間を2か月延ばしていただけると、8月に定植した野菜、9月の中旬に定植した野菜、ブロッコリーとかも出荷できます。先ほどの給付対象者の周知徹底もありますし、申請期間の延長はできないでしょうか。

○議長（笠井一司君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 榎原浩二議員の一般質問の3問目、農業振興についての再々問、阿波市がんばる農業者応援給付金事業の申請期間の延長はできないのかについて答弁をさせていただきます。

議員お話しの給付金の申請については、まずは給付金の対象者をより分かりやすく整理

し、JA板野郡やJAあわ市などの農業関係機関に改めて制度説明を行い、農業者の方への呼びかけや周知を重ねてお願いし、対象者の方がスムーズに給付を受けることができるよう努めてまいります。

一方で、今後の申請状況にもよりますが、何らかの理由により9月1日から10月31日までの給付金申請期間内に申請に至らない多くの農業者の方がいることを把握した場合には、給付金申請期間の延長についても検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 榎原浩二君。

○2番（榎原浩二君） ありがとうございます。

周知徹底をしていただき、厳しい環境の中にいる農業者の方々に阿波市ががんばる事業者応援する券と同じように、第2弾、第3弾と、このような給付金事業をしていただきたいと思います。

今回以上の質問であります。まだまだ勉強不足なので、より一層勉強して次の機会に深く幅広く、皆様方にも分かりやすく質問できるように、また答弁しにくいような質問をしたいと思っておりますので、より一層ご指導をよろしく申し上げます。

今回、私が視察に行った先々で、市の職員の町をよくしよう、市民のために頑張ろうと、私は五感で感じました。これが市の職員にあっても議員にあっても原点であります。視察先の職員さんに負けないように頑張ってまいりますので、ご指導をお願いいたします。本日はありがとうございました。（拍手）

○議長（笠井一司君） これで2番榎原浩二君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時29分 休憩

午後3時39分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番吉田稔君の一般質問を許可いたします。

16番吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） それでは、16番吉田稔、一般質問をさせていただきます。

私は、本市の財政状況についてということで、3点ほど質問をさせていただきます。

代表質問された木村議員と少しかぶるんでございますが、大事なことでございますの

で、私のほうからも質問をさせていただきます。

2年前の2月より新型コロナウイルス感染症が世界中で発生し始め、日本国内においてもその収束は想定できず、感染者数は過去最高となっている第7波が到来しております。今議会には、令和3年度阿波市一般会計決算書が提出されており、それに添付された阿波市監査委員の意見書にも本市の財政状況は比較的健全であると明記されております。令和3年度末、基金残高、我々にすれば預金に当たりますが、140億7,600万円、市債残高202億6,000万円でございますが、後年度交付税措置されますので、実質の借入金残高は48億円であります。健全化判断比率を見ても、比較的健全であると、私も考えております。

しかし、阿波市も合併して18年目に入っており、普通交付税の合併算定は令和2年度で終了し、令和3年度からは一本算定となっております。いわゆる加配措置がなくなっているということでございます。また、合併特例債は、令和7年度まで活用できるものの、これからの財政状況は厳しくなることを想定いたします。先ほど申し上げた新型コロナウイルス感染症の拡大に加え、国難とも言われている人口減少の加速化、多種多様な複雑化してくる市民ニーズに今後市町村における安定的、持続的な行政サービスの提供に大きな影響を及ぼしてくると考えます。

一方、人口減少問題の克服と成長力の確保を図り、将来にわたって持続可能な地域社会を維持、形成していくため、全国の市町村においてはそれぞれの地域創生の実現に向けて、地域の特性を生かした積極的、効果的な取組が求められております。

現在、阿波市においても、安全・安心な町、活力ある町、子育て応援の町の3つの柱のまちづくりのコンセプトを掲げ事業推進されております。

平成の大合併により、平成14年度末に全国で約3,200の市町村がありましたが、現在では約1,718と、約54%に減少しております。総務省においても、合併した主な理由として、住民福祉の安定向上のため、財政状況の安定化が一番であったと分析されております。

それでは最初に、普通交付税制度について、合併措置も含んでございますが、そのあらましを総務部長にお尋ねいたします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 吉田議員の一般質問1問目、本市の財政状況についての1点目普通交付税制度、合併措置を含むについて答弁をさせていただきます。

地方公共団体は、教育、医療、福祉などの提供をはじめ、市民の皆様に対して様々な行政サービスを提供しており、その多くは法令などによって全国のいずれの場所でも一定水準の行政サービスを提供することが求められています。その一方で、地域の経済力やそこで生み出される税収は、団体によって大きな格差がありますが、一定水準の行政サービスを提供することができるよう、財源を保障する制度の一つとして地方交付税制度があります。

地方交付税は、所得税、法人税の一部などの国税を財源として一定の基準に従って地方に再配分するものであり、普通交付税は地方交付税のうち94%と、大部分を占めるものでございます。

また、普通交付税は、全国一律の基準によって算定された必要経費から市税等の収入見込みを勘案し交付されます。

また、市町村合併によるスケールメリットが現れるには一定程度の期間を要するため、本市においては平成17年度から令和2年度まで、普通交付税における優遇措置を有効に活用し、行政組織の適正規模への移行や、4町間の格差是正、財政基盤の強化などを図ってまいりました。

現在の状況といたしまして、令和3年度決算の普通交付税は70億7,909万4,000円で、歳入決算額の31.4%を占め、本市の財政運営上欠かすことのできない財源でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） ご答弁ありがとうございました。

やはり普通交付税の合併算定替えは非常に大きいものがあり、地方公共団体の財源保障機能をさらに補完していたことが分かります。合併してから、4町のサービスを平準化していくということで、本庁をここに置き、防災センターもできということで、かなり大きな出費が伴っておりますが、それも合併による国の加配措置、それから合併特例債の活用によるところが大きかったと思います。

また、その点につきまして、合併による財政支援措置それから今後の対応策について、もう少し詳しく踏み込んだ答弁を副市長に求めます。

○議長（笠井一司君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 吉田議員の一般質問の1問目、本市の財政状況についての再問

を2点いただいておりますので、順次答弁させていただきます。

最初に、合併による財政支援措置でございますが、まず3点申し上げますと、1点目が、合併特例債であり、合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う事業、合併後の市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業などに充当ができます。元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入される合併市町村にとっては、非常に有利な財源でございます。この特例債は、合併後の新市の振興のための基金造成分が24億2,000万円、新市のまちづくりのための建設事業分が198億円の合計222億2,000万円が限度額で、令和3年度決算後の実績額は201億5,000万円となっております、令和7年度までの活用限度額は20億7,000万円となっております。

次に、活用した主な事業といたしましては、平成18年度から19年度のケーブルテレビの整備事業、そして平成24年度から26年度の新庁舎交流防災拠点施設、いわゆるアエルワの整備事業などがございます。

そして、財政支援の2つ目として、特別交付税措置がございまして、合併を契機に行う事業で、普通交付税で一律に算定できない経費に対して措置されるもので、平成17年度から3か年にわたり総額7億7,000万円が交付されております。

3つ目として、国や県からの市町村合併に対する補助で、教育コンピューター整備事業や八幡幼保連携施設整備事業などに活用いたしました。

このように、国や県は、合併する市町村を支援するため手厚い財政支援策を準備し、本市においてもその恩恵を受けております。

次に、2点目の今後の対応策についてであります。合併による財政支援が順次終了し、令和7年度には合併特例債の活用もできなくなる見込みでありまして、財源の確保や投資的経費の見直し、経常経費の削減が求められます。

そして、財源の確保につきましては、ふるさと納税の推進や市税の徴収率の向上を図るとともに、税収の増加や雇用の場の確保などを図るため、企業誘致活動を積極的に進めてまいります。

投資的経費の見直しにつきましては、事業の優先順位の設定や事業計画の検討により、事業の選択と集中に取り組んでまいります。

経常経費の削減につきましても、指定管理者制度や民間移管を検討する一方で、行政手続のデジタル化を行い、手続の簡素化、迅速化を図るなど、行政組織のスリム化、効率化

も進めてまいります。

今後、全国的な問題ではございますが、少子・高齢化や人口減少など地方を取り巻く環境は厳しさを増す中、新型コロナウイルス感染症や原油価格や物価高騰など、取り組む課題は多岐にわたりますが、行財政改革にしっかりと取り組み、市民ニーズにしっかりと応えられるよう、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） ありがとうございます。

合併してから18年目に入っております。いろんな箱物ができてきたように思います。今後は、いかにソフト面で住民サービスをやっていくかということが大事な課題にもなるかと思っております。国による合併した本市に対する支援措置もなくなってきました。合併特例債総額222億2,000万円活用できるんでございますが、残り20億7,000万円、それも令和7年度までとなっております。残り20億7,000万円でございますが、ひとつ有効に活用し切っていただきたいと思っております。

これからは、行財政改革を進めるとともに、農業をはじめとする地場産業の活性化、それから企業誘致を進め、地域経済を大きくし、税収の増加を図り、持続可能なまちづくりを目指す必要があります。地域経済の活性化には大いに支援していただきたいと思っております。

これにて、財政についての質問は終わらせていただきます。

続いて、2点目、市政についてでございます。

木下副市長、4月から赴任されております。もう約6か月目となりましたが、本市の状況や課題をどのように見られているかということで質問をいたしました。

木下副市長は、県土整備部の副部長をされておられたそうでございまして、県下一円の状況に詳しい方でございます。全体を俯瞰して本市の状況をどのように捉えておられるか、課題もどのように感じておられるのか、お聞きいたします。

○議長（笠井一司君） 木下副市長。

○副市長（木下修一君） 吉田議員の一般質問の2問目、市政について、幾つかご質問をいただいております。順次答弁させていただきます。財政状況などについては、少し重なるご回答もあるかと思っております。

まず、1点目の、副市長に就任され約6か月となるが、本市の状況や課題をどのように

見られているかについて答弁させていただきます。

議会の同意を賜り、本年4月から副市長の職を拝命し、6か月目を迎えたところでございます。その間見えてきた状況や課題につきまして答弁させていただきます。

まず、災害リスクに関しまして。南海トラフ巨大地震や中央構造線活断層地震など、大規模自然災害のリスクは他の自治体同様に顕在化している一方で、毎年発生が想定される規模の降雨などに関しては、吉野川の勝命堤防の竣工による無堤地区の解消、市内の河川や農業用水のこれまでの整備などにより、内水被害をはじめ、一定の浸水リスクはあるものの、市民の皆様が安心して住んでいただける環境が整っているのではないかと感じております。

また、何が基幹産業かと問われた際、全国的には明確に回答できない自治体もある中で、基幹産業は農業ですとしっかり言えるような基幹産業があるとともに、企業誘致が進んでおりまして、現状では一定の財政基盤が整っていると感じてございます。

さらに、本市職員の方は人口減少問題をはじめとする多様な課題解決に向け、ひいては市民サービスの向上に向け、市長をトップによく働かれているとの印象を受けているところでございます。課題につきましては、新型コロナウイルス感染症、人口減少、大規模震災など、直面する課題はもとより、地方創生に向けた取組を効果的かつ効率的に進めていく必要があると考えております。そのために必要なものが市政を健全に運営するための財源であり、これまで本市においては合併特例債などにより手厚い支援があったものが、徐々に支援が縮小されることを踏まえ、限られた財源の中で市民サービスを維持していくためには、より効率的な施策が求められてくると考えております。現在顕在化している課題に対しては集中的な取組が求められる一方で、少し先の未来において想定される課題においても徐々に施策の見直しを進め対応していく必要があると考えてございます。

次に、2点目のこれまでの知見を生かし副市長としてどのように職務に臨まれるのかについて答弁させていただきます。

私自身、土木の技術者として県に採用されまして、主に県土整備行政に携わるとともに、危機管理や地方創生を所管する部局において業務に携わった経験もございます。これまで約30年間、県に勤務する中で築いてきた人脈もございます。こうしたことから、これまでの経験と人脈を最大限に生かし、本市の重要施策である（仮称）阿波スマートインターチェンジの設置や、新ごみ処理施設の建設など、社会基盤に関する事業につきましては、特に円滑な事業執行ができるようしっかりと取り組んでまいります。

また、本市の社会資本整備全般につきましては、様々な課題も認識しているところですが、県との調整役として積極的に業務に携わってまいりたいと考えております。

さらに、多岐にわたる分野の業務についても、県などとの人脈を生かし、本市の課題解決に向け幅広く市政に携わってまいります。

加えて、本市職員の方と一緒に業務に取り組む過程におきましては、行政に携わる上で必要不可欠な政策立案能力の向上も意識しまして、より効果的かつ効率的な施策が立案できるよう努めてまいりたいと考えてございます。

今後とも、市長を補佐しまして、本市発展のため全力で取り組んでまいりますので、引き続き議員の皆様方におかれましてはご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（笠井一司君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） ありがとうございます。

木下副市長、答弁に出る部分が少なかったように思いましたので、もう半年になりますので、ぜひと思って、今回副市長の考え方、見方についてお尋ねしたところがございます。県下全般を所管する立場におられた方にとって、阿波市に来られて基幹産業は農業だって言える市町村は数少ないんでないかという、特色ある市町村という面で言われたんだろうと思います。

あと、県の工業団地が2か所ございまして、おかげさまで満杯で企業も立地されております。これも県のおかげだと思っておりますし、あと免許更新センターができました。これは美馬市、吉野川市、それからうちの阿波市も手を挙げて、取り合いのような状況でございました。私は、ひょっとしたら、脇町インターがあるので、そっちのほうで免許証センターは行くのかなと思っておりましたが、なぜか阿波市のほうに免許センターが知事のほうから設置することを許可いただきました。これも、市長が日頃県とタイアップしていろんな事業をやってる、あるいは県土整備部からこれお二人目を迎えてるんですが、大きな力があつたのかなと予想もしたりしております。

それから、市場町で今取りかかっていますスマートインターです。前任者の政策監でおいでで、途中から副市長に上がっていただいた方ですが、NEXCO西日本とかとの交流もあったようでございまして、いろんな面で市長の補佐として先輩方には十分働いていただいたとお話に聞いております。木下副市長にも、そういった面でかなり市長が期待してあるんだろうと思います。

ここ四、五年、特に県河川が急に阿波市、本数は多いんですが、もうほとんど一斉に河川改修が進みました。昔から、前の市長の時代から県河川の整備、河床の床ざらえ、しゅんせつっていうのは市長を通して県のほうへお願いしておったんですが、なかなか進まなかったんですが。ここ四、五年の間に急に進むこともできました。これも県土整備部から、1人、お二人目と来てくれていることも影響したのかなと、あまり言えない話ですが、感じております。県道の歩道の整備も順調に阿波町のほうから進んでおりますが、引き続きこの辺も支援していただけたらと思っております。

個人的ではございますが、地元の県河川、ほれから県道に対して市民の方の要望がございました。建設課を通して県のほうにもお願いしておりましたが、副市長にもこれは言うたほうが早いなというんでお願いしたところ、いろいろ善処していただきまして、ありがとうございます。多分市長の補佐役として、県との連携、パイプ役として大いに働いてくれるものと期待しております。多分、市長もその辺で、県土整備部のほうから来てほしいと言うたかどうかは知りませんが、大いに期待したいところでございます。

市長としては、どういうことで、県のほうから副市長を招いているのか、その辺のひとつ考え方をお聞きいたしたいと思えます。

○議長（笠井一司君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 吉田議員の一般質問の2問目、市政についての再問、県より副市長として人材を迎えているが、メリットをどう考えておられるのかについて答弁をさせていただきます。

本市を取り巻く環境は年々高度化、複雑化し、多様化する行政需要に迅速かつ的確に対応するだけでなく、重要施策に対しましてスピード感を持って積極的に取り組んでいかなければなりません。こうした中、副市長の職務は、私を補佐し、また職務代理者、職員の担任する事務の監督、政策及び企画の指揮監督など、その役割は非常に重要なものでございまして、その所管事務も多岐にわたっております。

こうしたことから、本市では、行政マネジメントの機能強化を図るため、私が直接飯泉知事にお願ひし、県職員で特に優秀な人材をご推薦いただきまして、本年4月1日より木下副市長に着任していただいているところでございます。木下副市長につきましては、徳島大学を卒業後、平成4年に徳島県庁に入庁されまして、これまで県土整備部や危機管理部を中心に幅広い分野で活躍され、その豊富な経験や知識、そしてこれまで培われてきた行政手腕やその人格は本市の副市長として適任であり、本市全般にわたる政策に関する助

言や指導、また本市職員のスキルアップにも積極的に取り組んでいただいております。特に、現在本市が進めております（仮称）阿波スマートインターチェンジの設置をはじめ、新ごみ処理施設建設や新型コロナウイルス感染症対策など、本市の重要施策の進展に大きく貢献をしていただいているところでございます。本市におきましては、平成21年度より徳島県から、以前は政策監として、また現在は副市長として優秀な人材を派遣していただいております、本市にとりましてその存在は大きく、市勢進展につながるものと確信をしているところでございます。

このようなことから、今後におきましてもこの取組を続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いして、ご答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（笠井一司君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） ありがとうございます。

市長からも大きな期待をされてるようでございます。特に大きなプロジェクトというのは、県と連携していかないと、国の許可も下りないということもございまして。市長と知事が話をしようと言っても、やっぱり副市長クラス、部長クラスが行って調整する必要もあろうかと思っております。特にスマートインターの完成、それからごみ処理施設の完成に向けては大きなプロジェクトでございまして、いろんなノウハウを持っておられると思いますので、阿波市の市勢向上のためにひとつ任された期間大いに働いてほしいと思います。どうもありがとうございました。終わります。

○議長（笠井一司君） これで16番吉田稔君の一般質問が終了いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告いたします。

次回は、明日9日午前10時から一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時07分 散会